

参 考 資 料

〔 地域力創造に関する令和 7 年度当初予算案、令和 6 年度補正予算
及び令和 7 年度の地方財政措置の見通し等を踏まえた留意事項について 〕

令和 7 年 1 月 2 4 日
総務省 地域力創造グループ

目次

総務省の地域力創造施策の新規・拡充事業について	2
-------------------------	---

第1 地方への人の流れの創出・拡大	4
-------------------	---

二地域居住・関係人口の創出・拡大、地域活性化起業人（企業派遣型／副業型／シニア型）、地域おこし協力隊の強化
地域プロジェクトマネージャー、大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクト（ふるさとミライカレッジ）
ふるさとワーキングホリデー、サテライトオフィスのマッチング支援、子ども農山漁村交流プロジェクト
移住・定住対策への支援、移住・交流情報ガーデン、地域力創造アドバイザー

第2 地域経済の好循環による付加価値の創造	25
-----------------------	----

事業承継等人材マッチング、地域経済の好循環による付加価値の創造（ローカル10,000プロジェクト、ローカルスタートアップ、ふるさと起業家支援プロジェクト、ふるさと融資）、地域脱炭素の推進

第3 地域の暮らしを守る取組	37
----------------	----

特定地域づくり事業協同組合、地域運営組織、過疎地域の持続的発展の支援、集落支援員、都道府県過疎地域等政策支援員

第4 地域におけるDXの推進	48
----------------	----

都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築・拡充、自治体DX・地域社会DXの取組

第5 定住自立圏構想の推進と活気あるまちづくり	52
-------------------------	----

定住自立圏構想の推進、空き家対策、所有者不明土地等対策、PPP/PFIの導入促進

第6 地域の国際化の推進	59
--------------	----

JETプログラムの活用等、地域における多文化共生の推進

総務省の地域力創造施策の新規・拡充事業について

- 人の流れの創出・拡大、地域経済の好循環、自治体DXに関する施策を強化
- 特に『地域の担い手』としての潜在力が高い『女性、若者、シニア、外国人、副業人材』へのアプローチ強化

1 地方への人の流れの創出・拡大

① 二地域居住・関係人口

- ・ 二地域居住促進法の成立（R6.5月）を踏まえ、自治体の二地域居住・関係人口の取組に係る特別交付税措置を創設【新規】

② 地域活性化起業人

- ・ 企業退職後のシニア層の活用も可能とする「地域活性化シニア起業人（仮称）」を創設【新規】
- ・ 三大都市圏外の政令市等に所在する企業へ対象拡大
- ・ マッチングプラットフォームの構築【国費】

③ 地域おこし協力隊

- ・ 若者（20～30代が隊員の7割）をメインターゲットとしつつ、女性、シニア、外国人向けの戦略的広報強化【国費】
- ・ 隊員の募集・活動に関する特別交付税措置を拡充
- ・ JET（語学指導等を行う外国青年招致事業）終了者が同じ地域で地域おこし協力隊になれるよう地域要件を緩和

④ ふるさとミライカレッジ

- ・ 女性・若者に魅力的な地域づくり、地域おこし協力隊等の担い手の裾野拡大のため、大学と地域が連携した課題解決プロジェクトに関する特別交付税措置を創設【新規】
- ・ モデル事業、マッチングプラットフォームの構築【国費】

2 地域経済の好循環による付加価値の創造

① 事業承継等人材マッチング

- ・ 事業承継人材、都市部の副業人材、若者・女性・シニア・外国人等の地域内外の人材と地域企業とのマッチングに係る特別交付税措置を創設【新規】
- ・ 事業承継等の地域ネットワークづくりを推進【国費】

② ローカル10,000プロジェクト

- ・ 創業・第二創業等への支援件数拡大。重点支援（補助率1/2→3/4にかさ上げ）の対象に従来の「デジタル」「脱炭素」に加えて「女性・若者活躍」追加【国費】
- ・ 創業等の地域ネットワークづくりを推進【国費】

③ 特定地域づくり事業協同組合

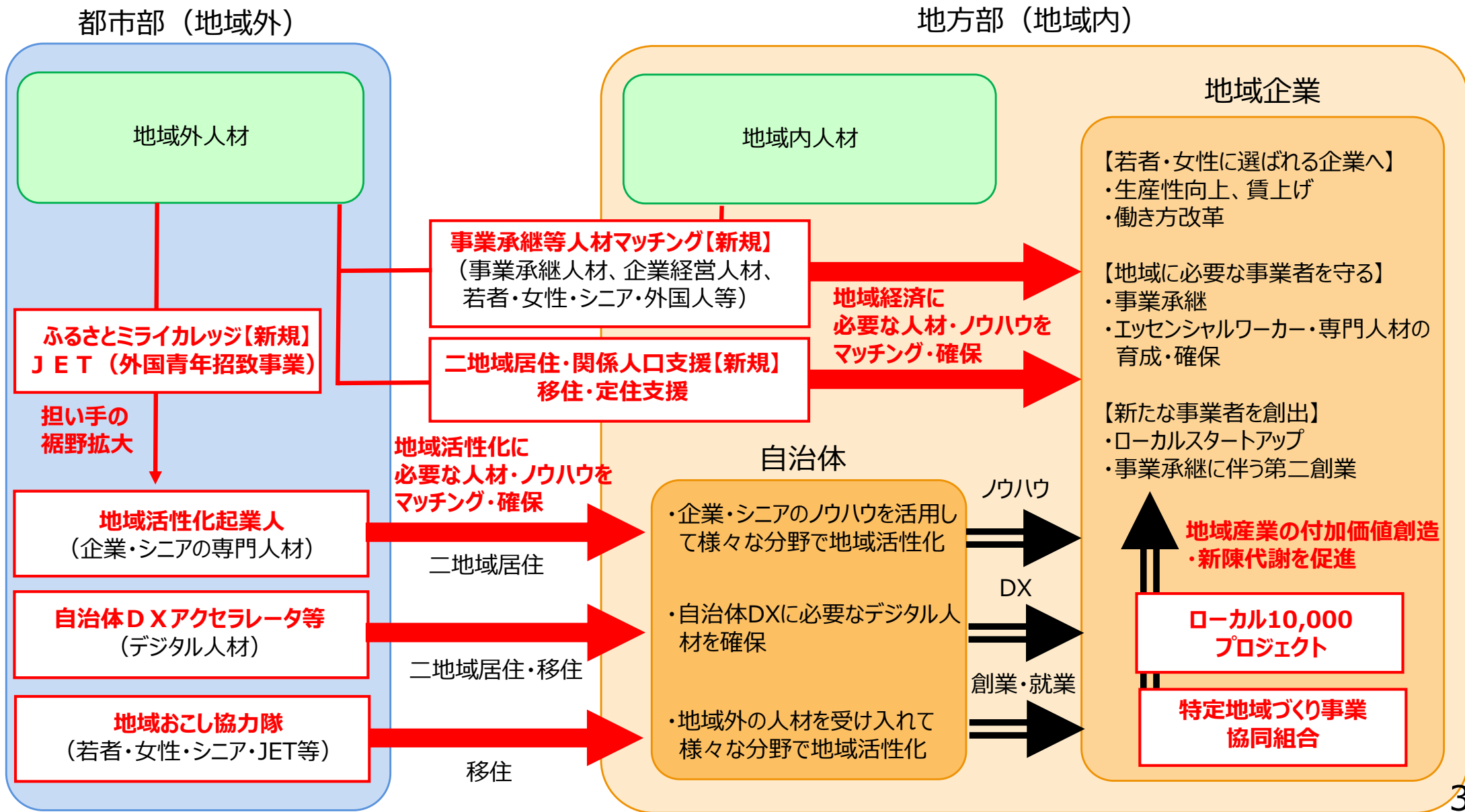
- ・ 中小企業関係団体との連携による設立支援を強化
- ・ 地域おこし協力隊任期後の受け皿、女性、若者、シニア等の定着につなげるよう各施策と連携

3 自治体DXの推進（デジタル人材確保）

- ・ 市町村の求める人材プール機能を都道府県が確保できるよう、地方交付税措置を拡充
- ・ 都道府県の人材確保を支援するため外部専門人材・協力企業リストの拡充、自治体と企業等をコーディネート、アクセラレータの任命【国費】

地域活性化・地域経済に必要な人材・ノウハウの地方への流れの創出・拡大

○ 『地域の担い手』としての潜在力が高い『女性、若者、シニア、外国人、副業人材』へのアプローチ強化





くらしの中に

総務省

第1 地方への人の流れの創出・拡大

自治体が実施する二地域居住・関係人口施策への支援（特別交付税措置）

総務省では、都道府県・市町村が実施する以下の経費に対し、特別交付税措置を講じることとしている。

- 地方自治体が実施する二地域居住・関係人口施策に要する経費（措置率0.5×財政力補正）
- 「二地域居住コーディネーター」の設置に要する経費（1人当たり500万円上限（兼任の場合40万円上限））

情報発信

- ★二地域居住希望者等に対する情報発信に係る財政措置
- ・相談会、セミナー等の開催に要する経費
- ・関連イベント等への相談ブースの出展に要する経費
- ・各地方自治体のホームページや東京事務所等における情報発信に要する経費
- ・コワーキングスペースの紹介などテレワーク環境の発信に要する経費
- ・二地域居住等の促進のためのパンフレット・プロモーション動画等の制作に要する経費
- ・二地域居住者等の登録のためのシステムの構築・維持に要する経費（※1）等

相談窓口の設置

- ★二地域居住希望者等が地域での具体的な生活等の相談ができる窓口の設置に係る財政措置
- ・地域内の相談窓口の設置に要する経費
- ・都市部等の地域外での相談窓口の設置に要する経費

コーディネーターによる支援

- ★二地域居住希望者等に対する情報提供や相談対応等を行うコーディネーターの設置に係る財政措置
- ・二地域居住・関係人口に関する施策の企画・立案・実行の支援
- ・二地域居住希望者等への情報提供や相談対応、円滑な地域生活への支援
- ・「デュアルスクール」・保育園留学における児童生徒の円滑な就学・保育の支援
- ・地域留学の支援（※4）等

きっかけづくり

- ★二地域居住を検討する上での不安・懸念を軽減、払拭することを目的とした体験の実施等に係る財政措置
- ・「二地域居住体験ツアー」等の実施に要する経費
- ・地域留学のプログラムづくりに要する経費
- ・「デュアルスクール」や保育園留学のプログラムづくりに要する経費
- ・移住体験住宅・サテライトオフィス・コワーキングスペース・ワーケーション施設の整備に要する経費（※2）
- ・地域住民との交流機会やプログラムの実施に要する経費
- ・地域のファンクラブの設置に要する経費
- ・二地域居住意識動向の調査に要する経費 等

受入環境の整備

- ★二地域居住希望者等の就職や兼業・副業の支援又は住居支援に係る財政措置
- ・二地域居住希望者等に対する就職や兼業・副業の支援、住居支援（空き家バンクの運営、住宅改修への助成）（※3）等

（※1）二地域居住者等の登録のためのシステムの構築に要する経費であって、デジタル活用推進事業債（仮称）の対象とならないものについては、本特別交付税措置の対象となる。

（※2）民間事業者が実施主体となる整備は新築する場合を除く。地方自治体が実施主体となる整備は地域活性化事業債の活用が可能である。なお、地域活性化事業債の対象経費については、本特別交付税措置の対象とはならない。

（※3）二地域居住者の交通費への支援等の現金給付は対象外。

（※4）地域外からの学生の受入れを主たる目的としてもに限り、学校魅力化を主たる目的としたものを除く。また、当該地方自治体の地方創生総合戦略等の計画に位置付けられたものに限る。

（※5）二地域居住・関係人口施策については、移住・定住対策と一体的に実施することもある。二地域居住・関係人口施策を主たる目的とする事業の場合は、二地域居住・関係人口施策に係る特別交付税措置、移住・定住対策を主たる目的とする事業の場合は、移住・定住施策に係る特別交付税措置として算定する。

関係人口を活用した地域の担い手確保事業

- 総務省では『関係人口』ポータルサイトを通じ、関係人口の意義や事例について情報発信するとともに、平成30年度からモデル事業を実施してその成果検証を行ってきたところ。
- さらに、関係人口が継続的かつより深く地域に関わるための参考事例とノウハウを提供するとともに、各地方公共団体の多様な取組を広く周知。
- また、地方財政措置を講じることにより、関係人口の創出・拡大に向けた取組の全国各地での実装化を推進。

全国に向けた情報発信の強化

『関係人口』ポータルサイトを通じ、関係人口が継続的かつより深く地域に関わるための参考事例とノウハウを提供するとともに、各地方公共団体の多様な取組を広く周知することで、関係人口の創出・拡大を図る。

地方財政措置を通じた地方公共団体の取組の実装化

- 地方公共団体が関係人口の創出・拡大に取り組むための経費について、令和3年度より地方財政措置（普通交付税措置）を講じることにより、全国各地での取組を推進。

H30・R1

関係人口の創出・裾野拡大
(モデル事業 30団体
(H30)、44団(R1))

R2

関係人口と地域との「協働」
(モデル事業 25団体)

R3 ~

関係人口施策の実装化
(普通交付税措置)

全国各地で取組の実装化

目指す姿

全国各地で、
関係人口が地域と
関わり合いながら
地域活性化に貢献



『関係人口』ポータルサイト URL <https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/>

地域活性化起業人

① 企業派遣型（H26～）

② 副業型（R6～）

※ H26～R2は「地域おこし企業人」

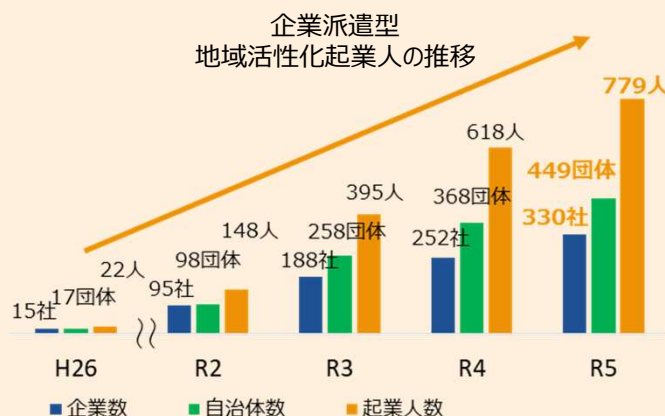
- 地方公共団体が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく**企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）**と、地方公共団体と社員個人の協定に基づく**副業の方式（副業型）**により活用
- **地方公共団体**としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図ることができ、**

民間企業としては、**多彩な経験による人材の育成、企業（または社員個人）の社会貢献、新しい地域との関係構築**などのメリットがある

地方公共団体

（対象：1,432市町村）

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村



協定締結

- 任期
6か月～3年
- 活動例
・観光振興
・自治体・地域社会DX
・地域産品の開発 等

社員個人

民間企業

（三大都市圏に所在する企業等）

【① 企業派遣型】

- 要件
 - ・自治体と**企業**が協定を締結
 - ・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上**
- 特別交付税
 - ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
 - ② 受入れの期間中に要する経費（**上限560万円/人**）
 - ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

【② 副業型】

- 要件
 - ・自治体と**企業に所属する個人**が協定を締結（フリーランス人材は対象外）
 - ・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
 - ・受入自治体における滞在日数は**月1日以上**
- 特別交付税
 - ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
 - ② 受入れの期間中に要する経費（**報償費等 上限100万円/人＋旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）
 - ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

地域活性化起業人 令和7年度拡充部分

- 企業退職後のシニア層の活用も可能とする「地域活性化シニア起業人」を創設（上限200万円／人）
- 三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する企業の社員等も対象に追加
- 市町村・企業のマッチングを支援するプラットフォームを構築 R6補正予算 1.0億円

対象者

- ・① 三大都市圏に所在する企業等の社員
 - ・② 三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する企業等の社員
- （企業派遣型／副業型）
- ・三大都市圏、三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する企業等を退職した者のうち、引き続き当該市に在住する者（地域活性化シニア起業人）

受入団体

- ・① 三大都市圏外の市町村、三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村等
 - ・② ①のうち政令市・中核市・県庁所在市以外の市町村
- （※企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く）

特別交付税措置

起業人（企業派遣型）の受入に要する経費 上限額 R6 560万円／人

→ R7 590万円／人 等

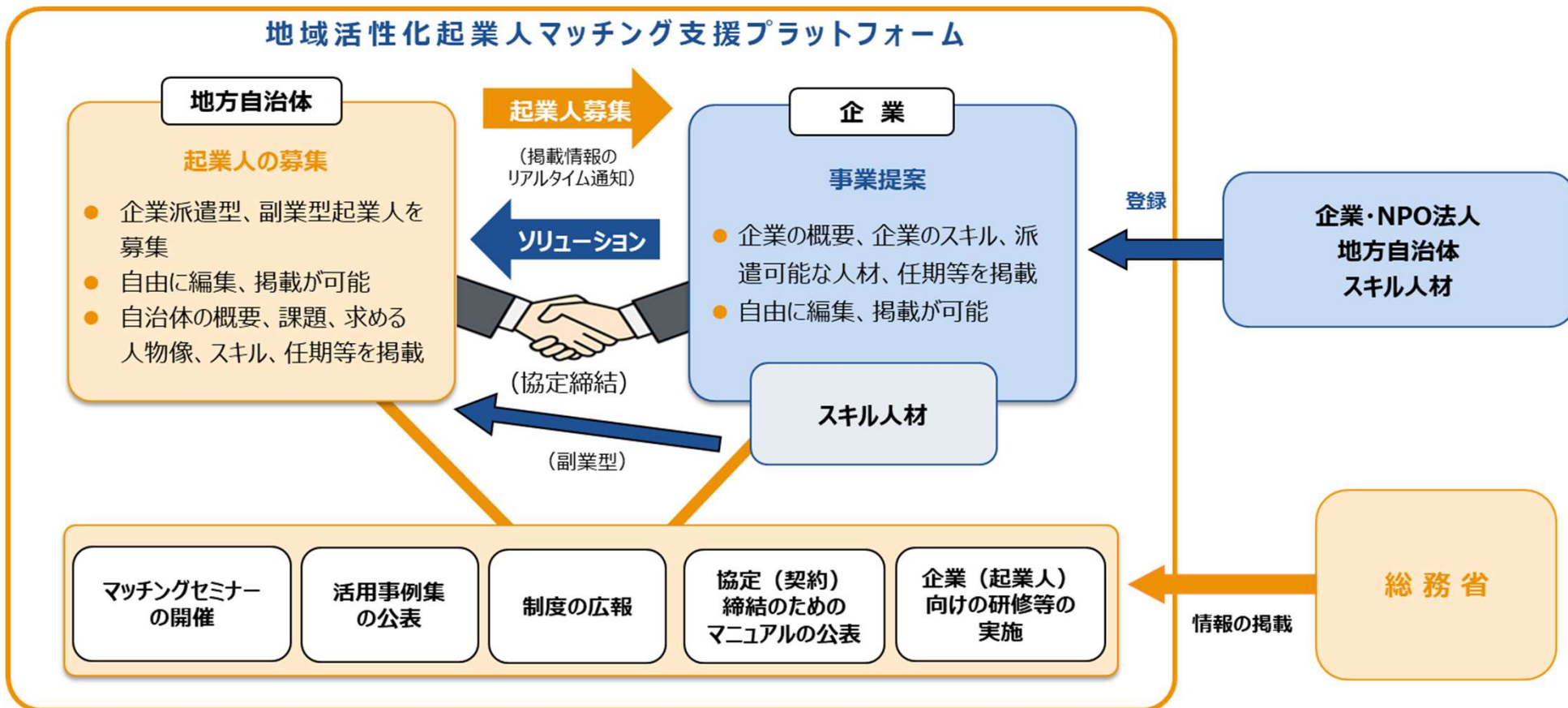
地域活性化シニア起業人の受入に要する経費 上限額 200万円／人（副業型と同じ）

地域活性化起業人のマッチング支援事業

R6補正要求額：95百万円（新規）

官民連携により、企業の即戦力人材の地方への流れを創出・拡大するため、自治体、企業の双方が、地域活性化起業人制度を有効かつ円滑に活用できるよう、**地域活性化起業人のマッチング支援のプラットフォームを構築**し、更なる制度の活用を推進する。

- R 5 年度補正予算で、**三大都市圏の企業約 5 万 5 千社**に対して周知広報を含めた調査を実施したところ、**約 1 万 3,000 社**から返信があり、そのうち、**約 3,000 社**が**制度に関心がある**と回答している。
- 一方で、制度を活用したい自治体・企業において、**どのようにアプローチを行えば良いかわからない**といった声もある。
- 調査結果を利用し、こうした課題を解消したうえで、**自治体、企業の双方が、制度を有効かつ円滑に活用**できるようにするため、地域活性化起業人の**マッチング支援のプラットフォームを構築**するとともに、より効果的に自治体と企業のマッチングを進めるため、**マッチングセミナーを開催**するなど、マッチング支援を実施する。



地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体

○活動期間：概ね1年以上3年以下

○地方財政措置：＜特別交付税措置：R7＞

・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円／団体を上限

・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限

・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等

・地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限（報償費等：350万円、その他活動経費：200万円）

・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限

・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限

・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

・JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費（200万円／団体を上限）

・外国人の隊員へのサポートに要する経費（100万円／団体を上限）

※このほかJETプログラム終了者が、プログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊になれるよう、地域要件を緩和（R7～）

地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点（ヨソモノ・ワカモノ）
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組自治体数等の推移

⇒ 令和8年度に10,000人を目標

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	6,447人	7,200人
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体	1,116団体	1,164団体

※ 隊員数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定ベース）。

※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊（農水省）」の隊員数を含む。

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が
20歳代と30歳代

- ・ 制度創設以来、R4末までに任期終了した隊員については、およそ65%、
- ・ 直近5年に任期終了した隊員については、およそ70%が同じ地域に定住※R5.3末調査時点

地域おこし協力隊 地方財政措置の拡充（R6→R7）

1. 報償費等の措置上限額を引上げ

○地域おこし協力隊員の活動に関する特別交付税措置の拡充

報償費等の上限を引上げ（隊員 1 人当たり320万円⇒350万円）

2. 募集等に要する経費の措置上限額を引上げ

○隊員・地域住民・自治体職員の三者間の円滑なコミュニケーションを促進し、

受入体制を強化するため、募集等に要する経費について、

特別交付税措置の上限を引上げ（300万円/団体⇒350万円/団体）

（例）地域住民への制度説明会、受入団体に対する受入れ前の研修や審査、隊員・自治体担当者による合同オリエンテーションや交流会、配属課も含めた研修など全庁的な受入れ体制の構築に要する経費（外部講師への旅費・謝金等に要する経費や、これらを地域おこし協力隊経験者や地域おこし協力隊員を支援する団体等に委託する経費等）

3. JETプログラム終了者に対する地域要件の緩和

○ J E Tプログラム終了者が、プログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊になれるよう、
地域要件を緩和

地域おこし協力隊に係る地方財政措置について

◎ 地域おこし協力隊に取り組む自治体に対し、次に掲げる経費について、特別交付税措置

【隊員の募集・受入】

赤字は令和7年度の拡充部分

- ① 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円／団体を上限
- ② 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限
- ③ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：100万円／団体を上限^(※1)、1.2万円／人・日を上限^(※2)
(※1) …団体のプログラム作成等に要する経費、(※2) …参加者の活動に要する経費
- ④ 外国人の地域おこし協力隊の採用促進に要する経費(道府県のみ)：200万円／団体を上限

【隊員の活動期間中】

- ⑤ 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限
・報償費等…350万円
・その他の経費…200万円（活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、研修等の経費など）
- ⑥ 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費(市町村のみ)：200万円／団体を上限
- ⑦ 外国人の地域おこし協力隊員のサポートに要する経費(道府県のみ)：100万円／団体を上限

【隊員の任期終了後】

- ⑧ 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：100万円/人を上限
・任期2年目から任期終了後1年以内の起業又は事業承継が対象。
- ⑨ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

◎ 都道府県に対し、以下の取組に要する経費について、普通交付税措置

- ① 地域おこし協力隊等を対象とする研修等
- ② 地域おこし協力隊経験者を活用した現役隊員向けのサポート体制の整備

地域おこし協力隊の推進に要する経費

R7当初予算額（案）：248百万円
（R6補正後予算額：393百万円）

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和5年度は7,200人であり、令和8年度までに10,000人とする目標を掲げている（デジタル田園都市国家構想総合戦略）。
- 目標の達成に向けて、**情報発信の強化、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの充実等の取組**により地域おこし協力隊の取組を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出**する。

制度周知・隊員募集

■ 戦略的な広報の取組強化

拡充 インターネット広告やホームページ、SNS等による制度の周知を、ターゲットに応じて戦略的に実施する取組を強化し、隊員のなり手の更なる掘り起こしを行う。

■ 課題を抱えている自治体に対する伴走支援の強化

拡充 「地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業」の更なる拡充を行い、課題を抱えている自治体に対する伴走支援を強化する。

新規又は追加で協力隊を募集しようとする自治体を対象に、募集案件の組成から要項の作成、受入れ体制の整備までを一貫して伴走支援する派遣パッケージを創設。

■ 「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

・地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、制度を周知するとともに、隊員同士の学びや交流の場等を提供する。



隊員活動期間中

■ 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」等の推進

- ・「地域おこし協力隊全国ネットワーク」において、令和6年度中に立ち上げた会員専用の情報共有・交流プラットフォームを活用し、情報収集・発信、隊員や協力隊経験者の活動支援等に取り組む。
- ・各地域における、協力隊経験者等によるネットワークの円滑な運営を推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。

■ 「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保

- ・隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

■ 各種研修会等の実施

- ・初任者研修やステップアップ研修といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化し、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。
- ・より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等を実施する。



■ 起業・事業化研修等の実施

- ・隊員の起業・事業化等を支援するため、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等を実施する。

任期後

起業・定住

地域への
人材還流を
促進！

地域プロジェクトマネージャー

- 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、**外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組む**ことが不可欠。そこで、市町村が、関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「**ブリッジ人材**」について、「**地域プロジェクトマネージャー**」として任用する制度を令和3年度に創設。
- 令和5年度には、88市町村において91名の地域プロジェクトマネージャーが活躍。

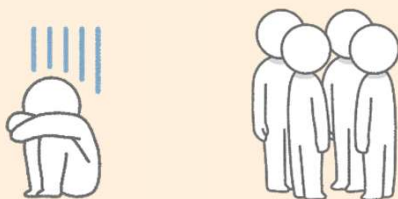
イメージ

★ブリッジ人材が不在だと・・・

- ・コミュニケーション不足から混乱が生じ、関係者がお互いに不信感



- ・せっかく外部専門人材を招へいできて孤立



⇒プロジェクトの実があがらない状態に

★地域プロマネ任用により・・・

- ・多様な関係者間を調整、橋渡し



- ・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に
成果へつなげる！

制度概要

★人物像

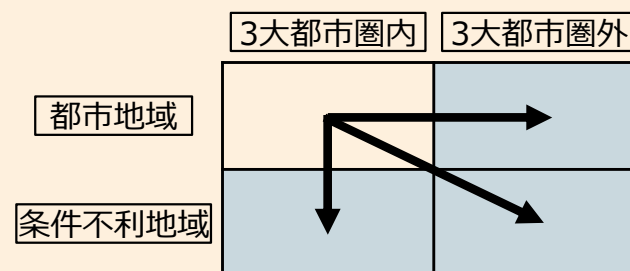
- ・地域の実情の理解、専門的知識・仕事経験を通じた人脈の活用、受入団体及び地域との信頼関係の構築 etc

★地方財政措置

- ・地域プロジェクトマネージャーの報償費等を対象に**680万円/人※**を上限に特別交付税措置（※令和7年度より拡充）
- ・1市町村あたり2人、1人あたり3年間を上限

★地域要件

- ・3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域から、条件不利地域へ住民票を異動（地域おこし協力隊と同様）
- ・ただし、現地在住の地域おこし協力隊経験者や地域活性化起業人経験者を任用する場合には移住は求めない

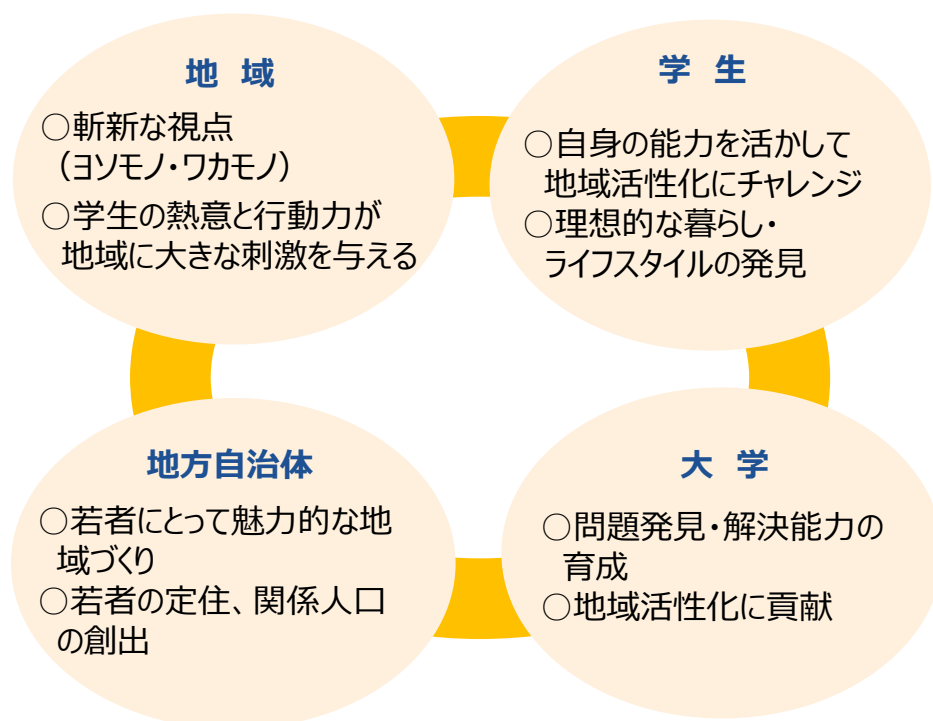


大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクト（国庫補助事業）

令和6年度補正予算額：280百万円（新規）

大学等高等教育機関と地域が連携して地域課題解決プロジェクトのモデル事例の創出・横展開、プラットフォームの構築を推進。進学を契機として東京圏への若者の転出超過が続いている中、若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくり人材の育成・還流の取組を加速化させ、地域の担い手の確保や将来的な地域おこし協力隊等への参画を推進。

大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクトの効果 ～地域・学生・地方自治体・大学の「四方よし」の取組～



<現状と課題>

- 一部の地域において、大学等高等教育機関と地域が連携したフィールドワークを伴う地域課題解決プロジェクトが取り組まれており、地域活性化や若者の定住等の成果が上がっているが、全国的な広がりには至っていない。
- 課題としては、
 - ・ 地方自治体・地域・大学・学生間のプロジェクト効果の認知不足
 - ・ 大学・学生のフィールドワークの場はあるものの地域・自治体が活用できていない（地域・自治体の受入れのノウハウ・マンパワー不足）
 - ・ 大学・学生には費用負担と受入れ地域・自治体とのマッチングの困難等がある。

<事業概要>

- ① モデル事例の創出・横展開（1.8億円）
 - ・ 先進事例のノウハウの分析調査 0.3億円
 - ・ 自治体へのモデル事業委託（プログラム策定、受入体制構築等を支援）
定額10,000千円×15カ所＝1.5億円

※1/23（木）～3/28（金）第一次公募開始中。
- ② プラットフォーム構築（1.0億円）
 - ・ ウェブサイト構築・運営、広報、セミナー開催、マッチング支援 1.0億円



地域・地方自治体と大学・学生との連携事例①

地域コミュニティの
活性化

×

全国3大学

【新潟県南魚沼市】

○大学のフィールドワーク等を通じた若者と地域住民との交流による地域の担い手づくり、若者に対して地域活性化に取り組む魅力的な大人との交流や自らの関わりしるを提供することにより移住・定住や地域課題解決プロジェクトへの参画を推進。

- ・ 一般社団法人 愛・南魚沼みらい塾と連携し、大学のフィールドワークやふるさとワーキングホリデーの受入れを積極的に実施。
- ・ 若者との交流や若者からの課題提起を踏まえて、地域住民が積極的に地域づくり活動に参画
- ・ 3大学（明治大学、専修大学、大正大学）から学生が地域を訪れ、若者の中には、地域おこし協力隊として移住する者や、地域の課題解決プロジェクトに参画する者が出てきている。



地域おこし協力隊



大学生による起業プログラム

空き家活用等

×

全国8大学

【岐阜県中津川市】

○建築を学ぶ学生が全国から集まり、「加子母木匠塾」として、空き家の改修、祭り櫓などの製作を通じて山村文化の継承や自然環境の推進等に取り組む。

- ・ 建築を学ぶ大学生が、伝統的な技法による建築実習を通じて、森林環境、山村の伝統文化などを学ぶ活動として1991年から開催し、今年度で30周年。
- ・ 8大学（金沢工業大学、京都芸術大学、京都工芸繊維大学、京都大学、滋賀県立大学、東洋大学、名城大学、立命館大学）から計200～300名の学生が活動。
- ・ 加子母むらづくり協議会が主体となって学生の受入れを行っており、現在では建築のみならず様々な分野の大学が加子母を拠点に学んでいる。



東屋の製作



空き家の改修



地域コミュニティへの参画

地域・地方自治体と大学・学生との連携事例②

地域コミュニティの
活性化

×

全国15大学

【兵庫県洲本市】

○大学生と教員が地域の現場に入り、地域住民やNPO等とともに、地域の課題解決又は地域づくりに継続的に取り組み、地域の活性化及び地域の人材育成に取り組む。

- 2023年度は15校（京都大学、大阪大学、龍谷大学等）から254名の学生を受入れ、地域と連携したまちづくり（域学連携事業）に取り組む。
- 域学連携事業の卒業生数名が、域学連携の取組を継続・発展するための研究・活動支援を行うためNPO法人洲本域学連携研究所を設立（2024年4月）。
- 学生時代に、洲本市で域学連携事業に関わった卒業生が「地域おこし協力隊」に就任し、協力隊卒業後、市内の原木椎茸農家を継業するなど、卒業後も地域との関係継続。



学生滞在拠点



ため池フロートソーラー発電所

ふるさとミライカレッジ【R7新規】（特別交付税措置）

若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくり人材の育成・還流の取組を加速化させるため、三大都市圏外の市町村及び三大都市圏内の条件不利地域を有する市町村等が、大学等と連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れて実施する大学生等の若者の視点を取り入れた地域課題解決プロジェクトに取り組む場合の経費を支援

対象団体

- ①三大都市圏外の市町村
- ②三大都市圏内の市町村のうち条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村
- ③都道府県（ただし、上記①又は②の市町村においてフィールドワークを行うものに限る。）

対象事業

地方公共団体が大学等と連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れて実施する地域課題解決プロジェクトのうち、「①大学生等の移住や関係人口としての地域との関わり」、「②若者にとって魅力的な地域づくり」、「③具体的な地域の課題解決」を目的とするものであって、以下に掲げるすべての事項に該当する取組

- ・単発的・一過性の取組や単なる委託調査事業ではないこと
- ・関係者が継続的に参画するものであること
- ・学生のフィールドワークは、概ね14日以上（複数回に分けて地域に滞在する場合を含む。）であること
- ・学生が地域住民と交流する機会（ヒアリングや意見交換等）を設けていること
- ・プロジェクト終了後についても参加した大学生等に対して、地域の情報等を継続的に発信するものであること
- ・総務省のマッチングプラットフォーム（令和7年度中に新設予定）に、地方自治体及び大学が担当窓口等を登録するものであること

※同一大学との同一プロジェクトに対する特別交付税措置は、3年間に限る。

対象経費

- ・参加学生等の募集に要する経費
- ・受入れ準備に要する経費（プロジェクト計画策定費等）
- ・滞在場所の確保に要する経費（宿泊費等）
- ・プロジェクトの実施に伴う旅費（交通費、車の借上料等）
- ・コーディネーター委託費
- ・プロジェクト実施に係る経費（謝金、会場借上料、事業の実施に必要な施設整備費・備品費・原材料費等）

※ 地方単独事業が対象

※ 参加者等の飲食に要する経費、事業の実施以外の利用が主となる施設整備費・備品費・原材料費等、本事業を実施する上で適当でないと考えられる経費は対象外

特別交付税措置

1団体あたり 15,000千円に全参加者の滞在日数に5千円を乗じた額を加えた額（上限額）×措置率0.5（財政力補正あり）

ふるさとワーキングホリデー（H28～）

- 都市部の人などが一定期間（2週間～1か月程度）地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感していただくもの。

参加者

地元農家や企業等の業務に従事し収入を得ながら、地域との関わりを深める取組を通じて地域での暮らしをまるごと体感。

実績

- H28～R5において、**約5,100名**が参加（R5は、**57団体**が実施し、**756名**が参加）
- 参加者の**約9割**が満足、**約8割**が再訪意向があると回答
- 参加後、**同地域において、移住・定住や、地域おこし協力隊として活躍する**などの例

自治体

滞在中、地域住民との交流や学びの場として地域の魅力・特色を活かした、その地域ならではのプログラムを参加者に提供。



地元農家・企業等

【農業・漁業・林業・旅館・観光業 等】
人手不足の解消が図れるとともに、都市部の若者等との交流が生まれる。



財政措置等により支援（総務省）

広報支援

- 専用のポータルサイトの運用
- SNS（Instagram、X、facebook）の運用
- インターネット広告の実施
- 合同説明会の開催
- イベント出展 等

地方財政措置

- 地方公共団体が実施するふるさとワーキングホリデーに要する経費について**特別交付税措置（措置率0.5 財政力補正あり）**
- **対象地域**
 - ①三大都市圏外の市町村
 - ②三大都市圏内の市町村のうち条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村
 - ③都道府県（ただし、上記①又は②の市町村においてふるさとワーキングホリデーを行うものに限る。）
- **対象経費の上限**
1 団体あたり15,000千円＋5千円×全参加者の延べ滞在日数

サテライトオフィスのマッチング支援

令和7年度当初予算額（案）：10百万円
（令和6年度当初予算額：10百万円）

- コロナ禍を契機に、全国でテレワークやサテライトオフィスに対する認識が広まったことを踏まえ、地方公共団体と企業とのマッチングを支援することにより、地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速する。

「デジタル田園都市国家総合戦略」（令和5年12月26日閣議決定）第2章 1.（1）②

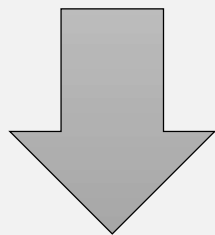
地方において雇用を創出し、地方への人の流れを生み出すため、地方拠点強化税制等について周知・広報を進めるとともに、地方公共団体や産業界等との連携を強化しつつ、サテライトオフィス等の整備や移住支援事業等の関係施策と合わせ、活用を促進することにより、企業にデジタル技術等も活用した本社機能の配置の見直し等の検討を促し、企業の地方移転等の更なる推進を図る。

サテライトオフィスの誘致に取り組む地方公共団体からは、
企業情報の提供や地方公共団体の取組に係る情報発信についての支援ニーズが高い



三大都市圏企業

- ・コロナ禍を契機に、テレワーク等の働き方が一般化されつつあり
多くの企業が
サテライトオフィスに前向き
- ・令和4年度の同事業において
141社が参加



継続

強力・拡充

サテライトオフィス マッチングセミナー

地方公共団体と民間企業との
マッチング機会を提供

地方公共団体が誘致又は関与したサテライトオフィスの設置数
1,348箇所（令和3年度末時点）



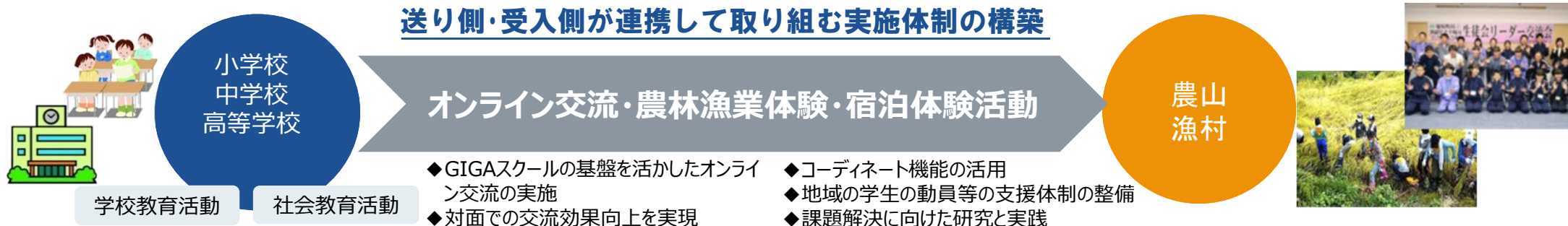
地方公共団体

- ・多くの地方公共団体が
誘致に取り組む
- ・令和4年度の同事業において、
104団体がセミナーに出展し、
サテライトオフィス支援策をPR

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

R7当初予算額（案）：18百万円
（R6当初予算額：18百万円）

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、**送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業**を実施。また、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「**子供の農山漁村体験交流計画**」策定を支援するモデル事業を実施。
- GIGAスクール・自治体DXによる情報通信環境整備の進展等を踏まえ、対面での交流効果をより高めるためのオンライン交流を支援。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房、文部科学省、農林水産省、環境省の主催による**セミナー**を開催。



子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを開催。

体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

【モデル事業対象経費の例】

・外部有識者等の旅費・謝金 ・研修・会議に要する経費 ・関係団体との調整に要する経費 ・外部研修受講に係る受講料、旅費 ・印刷製本費 等

子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・補助員等への謝金 ・子供、教員、補助員等に係る保険料 ・オンライン交流に要する経費（調整費、運営費、謝金、特産品の交換） 等	・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・指導員、NPOスタッフへの謝金 ・子供、教員、補助員等、指導者、NPOスタッフに係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 ・受入体制の整備に係る経費 等

地方財政措置（特別交付税） 小中学校の取組や社会教育活動、協議会の運営等に係る経費について地方財政措置により支援。

1 地方財政措置の対象事業

次の要件を満たす事業が対象

- ・学校教育活動又は社会教育活動の一環として実施されるものであること
- ・子供が受入地域の住民と接触する機会が確保されていること
- ・子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること

2 対象経費

- ・推進協議会の運営に要する経費（都道府県・市町村）
- ・地域協議会（送り側・受入側）の運営に要する経費（都道府県・市町村）
- ・小中学校の集団宿泊活動に要する経費（都道府県・市町村）

※令和7年度より、コーディネーターの配置に係る経費（人件費等）について、特別交付税措置の上限額を引き上げ（最大200万円→220万円/1協議会）

自治体が実施する移住・定住対策への支援（特別交付税措置）

総務省では、地方自治体が実施する以下の経費に対し、特別交付税措置を講じることとしている。

- 地方自治体が実施する移住・定住対策に要する経費（措置率0.5×財政力補正）
- 「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に要する経費（**1人当たり500万円※**上限（兼任の場合40万円上限））※令和7年度より拡充

ステップ1 情報収集	ステップ2 移住体験	ステップ3 しごと	ステップ4 住まい	ステップ5 移住後
移住先の情報を集める ★移住希望者等に対する情報発信に要する経費の財政措置 移住相談窓口の設置に要する経費 各地方自治体のホームページ、東京事務所等における情報発信に要する経費 コワーキングスペースの紹介などテレワーク環境の発信に要する経費 移住関連パンフレット等の制作に要する経費 移住相談会、移住セミナー等の開催に要する経費 移住関連イベント等への相談ブースの出版に要する経費 その他 職員旅費、各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費 等	移住先を体感してみる ★移住体験の実施に要する経費の財政措置 移住体験ツアーの実施に係るバス借上げ料等の経費 例) 移住体験ツアーの開催費 等 オンラインの活用 例) オンライン移住お試し体験ツアー費、移住体験用コンテンツの制作費 等 移住体験住宅の整備に要する経費 U I ターン産業体験（農林水産業、伝統工芸等）の実施に要する経費 その他 移住意識動向の調査に要する経費 等	移住先での仕事を探す ★移住希望者等に対する就職や副業・兼業支援の実施に係る財政措置 移住希望者に対する職業紹介の実施に要する経費 例) 無料職業紹介事業費、無料職業相談所チラシ印刷製本費用 等 就職や副業・兼業支援の実施に要する経費 例) 農業実務研修費、就業・創業活動交通費 等 新規就業者（移住者本人、受入れ企業）に対する助成 例) 新規就農者果樹(園芸)ハウス新設費、漁業の新規移住就業者に対する支援 等 特定地域づくり事業協同組合の活用 年間を通じた仕事の創出	移住先での住まいを探す ★居住支援に係る財政措置 空き家バンクの運営に要する経費 例) 空き家バンクホームページ保守費、空き家バンク用不動産フェア広告掲載費 等 住宅改修への助成 例) 空き家リフォーム費、親・子世帯同居住宅リフォーム費、中古住宅リフォーム費 等 その他 定住を目的とした一定期間の支援 等	移住先で暮らす ★定住・定着に向けた支援に係る財政措置 移住者と地域住民との交流等に要する経費 ① 移住者の把握 例) 移住者が抱える課題や現状についての実態把握、関係機関等とのネットワーク化 等 ② 地域住民との交流 例) 移住者・地域住民交流会・懇談会の企画・運営等 ③ 地域・行政への参画 例) 若者タウンミーティングの開催費、政策懇談会 等 集落支援員との連携 集落の巡回、状況把握等 定住支援員に係る経費 例) 研修受講に要する経費、報償費、活動旅費 等
移住・交流情報ガーデンの活用 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口				

移住・交流情報ガーデン（H27.3～）

令和7年度当初予算額（案）：100百万円
（令和6年度当初予算額：93百万円）

- 地方への移住を検討している方等に対し、**居住・就労・生活支援等に係る情報提供**や**相談**について**ワンストップ**で**対応する窓口**である「**移住・交流情報ガーデン**」を東京駅八重洲口に開設（平成27年3月28日開設）
- **関係省庁とも連携**し、総合的な情報提供を実施。地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として**無料**で利用可能。

○移住・交流情報ガーデンの来場者数・あっせん件数等実績

年度	来場者数 (人)	あっせん件数 (件)	イベント回数 (回)
平成27年度	16,687	7,593	206
平成28年度	11,319	6,800	193
平成29年度	13,955	9,791	254
平成30年度	12,772	10,149	249
令和元年度	10,841	9,811	252
令和2年度	3,192	914	35
令和3年度	2,894	617	51
令和4年度	6,618	3,298	140
令和5年度	7,834	5,247	166

※平成27年度には、平成27年3月28～31日分を含む。

- 関係府省とも連携し、地方への移住等に係る問合せや、しごと情報・就農支援情報に対応する「**相談窓口コーナー**」
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能な「**イベント・セミナースペース**」
- 自由に地方への移住等に関する情報を検索できる「**情報検索コーナー**」や、「移住・交流」や「地域おこし協力隊」に関するパンフレットを配架している「**地域資料コーナー**」
- 地域おこし協力隊に関する相談等を一元的に対応する「**地域おこし協力隊サポートデスク**」



（移住フェアの様子）



（移住相談ブース）



【所在地】 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル
【アクセス】 JR／東京駅（八重洲中央口）より徒歩4分
地下鉄／銀座線 京橋駅より徒歩5分
銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

地域人材ネット 外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース (<https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>)

都道府県や各省庁等の推薦を受け、地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員（課）を登録
民間専門家（586名）、先進自治体で活躍している職員（30名（2組織を含む））（令和6年4月1日現在 計616名・組織）

財政措置

● 対象市町村

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村

● 財政措置の内容

市町村外在住の外部専門家を**年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい**し、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする。

1市町村当たり、右に示す額を上限額として、最大3年間：**民間専門家活用（590万円／年） ※R7年度から上限額引上げ**
先進自治体職員（組織）活用（240万円／年）

アドバイザー活用事例（新潟県胎内市）

● 取組事例

ワイン製造施設運営事業において、ワインの品質向上等を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、市職員やワイン製造関係者を対象に、年8回に渡り商品開発や醸造に関する指導や助言を受けた。

● 成果・効果

ワインコンクールでの受賞や業界での評価向上に伴い出荷量が増加するとともに、マーケティングの指導も受けた結果、「胎内高原ワイン」のブランド化にも成功した。



アドバイザー活用事例（北海道栗山町）

● 取組事例

栗山町地域おこし協力隊起業アドバイザー招へい事業において、カフェバルの開店を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、協力隊の方を対象に、任期終了後に向けて、延べ12日に渡り起業・ビジネスをするための学習会や経営に関する指導や助言を受けた。

● 成果・効果

飲食業や若者のコミュニティづくりに資する事業を担うことを目標に合同会社を設立。町内駅前通りに活動拠点となるカフェバルをオープンした。





くらしの中に

総務省

第2 地域経済の好循環による付加価値の創造

事業承継等人材マッチング支援事業【R7新規】（特別交付税措置）

市町村が、

- 特に地域企業の担い手としての潜在力が高い女性・若者・シニア・外国人・副業人材等の多様な人材と、
 - 事業承継の後継者となる人材、プロフェッショナル人材（経営課題を解決するために専門的なスキルや経験を持つ人材）、
- 地域企業の事業を支えるスタッフ、介護・交通等の分野の専門的な資格等を有するエッセンシャルワーカー等の人材を求める地域企業との間の効果的なマッチングを支援する場合の経費を支援

事業イメージ

多様な人材 （女性・若者・シニア・外国人・ 副業人材等）

<地域外>

- ・移住希望の高まり
- ・副業・兼業による地域貢献やキャリアアップへのニーズの高まり

<地域内>

- ・地元への就職を希望する若者
- ・育児等と両立ができる業務やシニアのノウハウを活かした業務など柔軟な働き方を希望する多様な人材の存在

市町村 （民間事業者への委託も可能）

- ・企業のニーズの掘り起こし
- ・求人をするための募集条件づくりへの支援
- ・女性・若者・シニア、都市部の副業人材等の人材の掘り起こし
- ・研修、マッチング
- ・トライアル勤務等への支援

※商工会議所・商工会、地域金融機関、都道府県事業承継・引き継ぎ支援センター、都道府県プロフェッショナル人材戦略拠点等と連携

地域の企業

- ・後継者を確保したい
- ・都市部の企業人材のノウハウを活用したい
- ・人手不足のため人材を確保したい
- ・エッセンシャルワーカーを確保したい

対象経費

- ・人材・事業所等に対する調査に要する経費
- ・交流会、ワークショップ等の開催に要する経費
- ・マッチングシステム、ウェブサイト構築に要する経費
- ・コーディネータ等の配置に要する経費（自治体職員の人件費除く）
- ・マッチングトライアルに対する支援に要する経費
- ・地域人材の育成に要する経費（研修会、セミナー開催）

※ 地方単独事業、かつ、自治体が策定する事業計画に基づく経費が対象

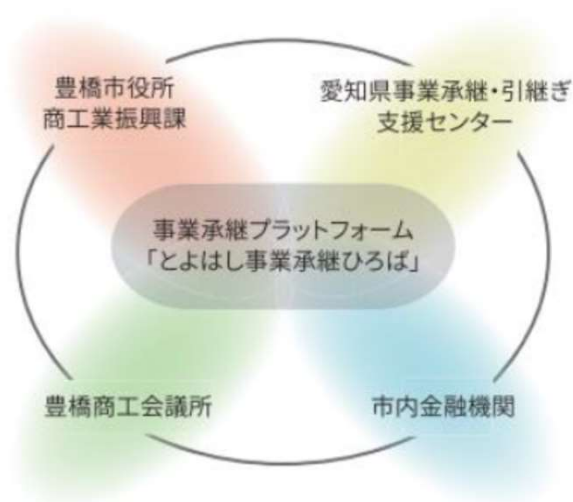
特別交付税措置

1団体あたり 15,000千円（上限額）×措置率0.5（市町村の財政力に応じて補正）

（参考）市町村における事業承継支援の事例（愛知県豊橋市）

- 2017年度に商店街の事業者を対象に実施したアンケートで「3割が後継者不在」という結果を踏まえて、2018年に予算化。
- 2021年に愛知県事業承継・引継ぎ支援センターのサテライトオフィスが豊橋商工会議所内に設置されたことで取り組みが加速。
各支援機関の強みを活かして市内の事業承継を支援するために事業承継プラットフォーム「とよはし事業承継ひろば」を発足。
- プラットフォーム発足後、市内の事業者を啓発するため、市役所を窓口として月2回の個別相談会を開催。年間約40件の相談に対応し、受け付けた相談は適切な各支援機関につなぐ体制を整備。2022年9月には**事業承継の啓発を目的としたリーフレット「廃業させないまち とよはし」**を刊行。市役所で配布するほか、商工会議所、金融機関にも配置。

「とよはし事業承継ひろば」のイメージ図



リーフレット「廃業させないまち とよはし」



（出典）東北経済産業局「『惜しまれながら廃業』のないまちへ。自治体職員向け事業承継支援ハンドブック」（2023年4月）



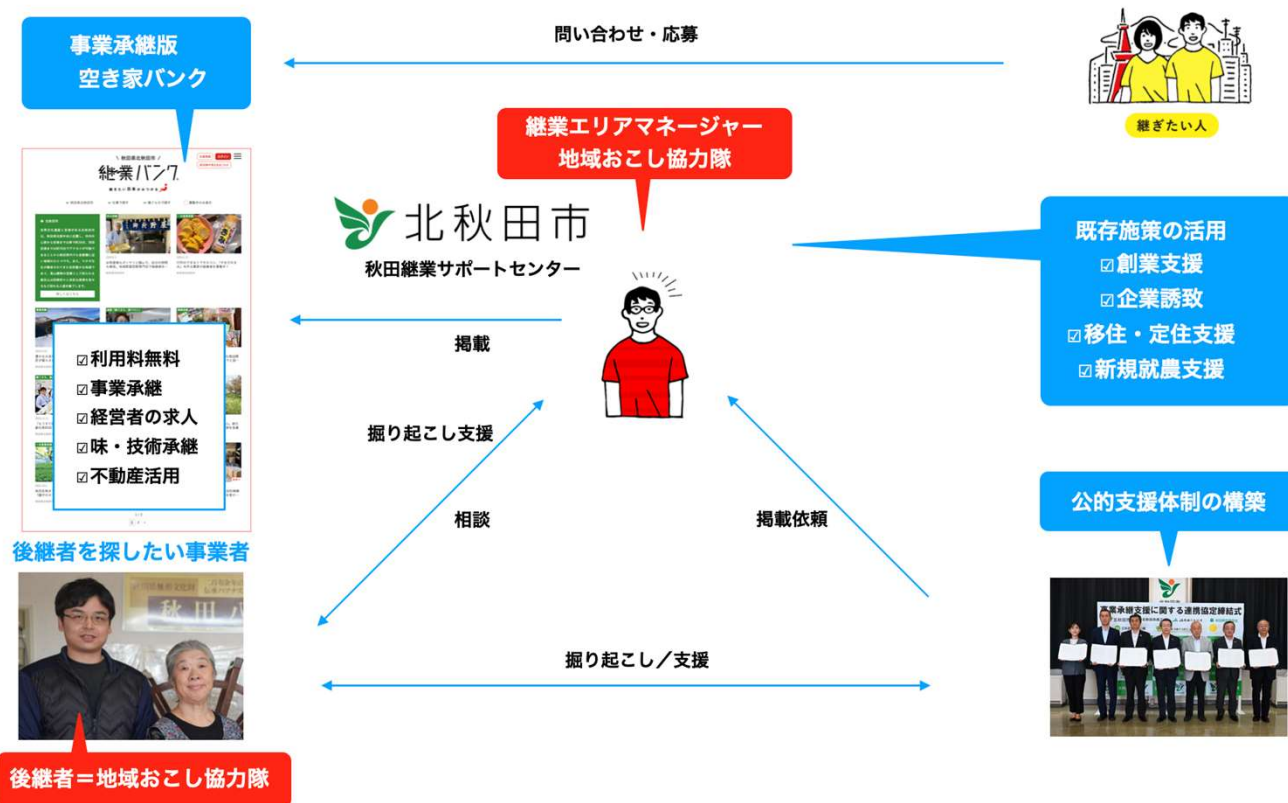
自治体からの声

自治体が事業承継に取り組む必要性について、気づいたこと。

- 各県の引継ぎセンターがあるが、市内事業者がいきなり相談に行くには、距離や心理的ハードル高いため、基礎自治体が受け皿を作らないと市内事業者は一步を踏み出せない。
- 金融機関も事業承継の支援を行っているが、事業承継といったセンシティブな課題は金融機関に相談しにくいとの声もある。また、商工会議所も事業承継の支援を行っているが、会員企業を対象としており、会員となっていない事業者も多数ある。このため、自治体が主体となって関係機関と連携し、全事業者を対象に事業承継の支援を行うことが有効。
- 経営者への事業承継相談の働きかけを行い、事業承継に無関心な（又は事業承継まで手が回っていない）事業者に関心を持ってもらうことが重要。（その後の事業承継計画の策定やマッチング等は県の引継ぎセンターへ繋ぐ）

(参考) 市町村における事業承継支援の事例 (秋田県北秋田市)

- 秋田県指定無形文化財の「秋田八丈」の唯一の職人が後継者不在により廃業予定だった等の事情により、**2022年度より後継者募集等の支援を開始。**
- さらに**2023年度には、専門機関にスムーズに繋げるために、関係機関7者との連携を開始。**
- **事業承継したい案件の掘り起こしから、後継者とのマッチングまで一貫して支援。**



自治体からの声

自治体が事業承継に取り組む必要性について、気づいたこと。

- 地域に当たり前にあった店がなくなるという危機感から、地域の「事業」「技術」「味」「文化」「一次産業」を失わないためには事業承継が必要と感じ、事業を開始した。
- 県・民間の取組では限界（小規模・零細事業者まで情報を届けられない、小規模・零細事業者ではM&Aプラットフォーム等の利用料を負担する余力がない等）があり、市町村がマッチングも含めて支援することが有効。

ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）

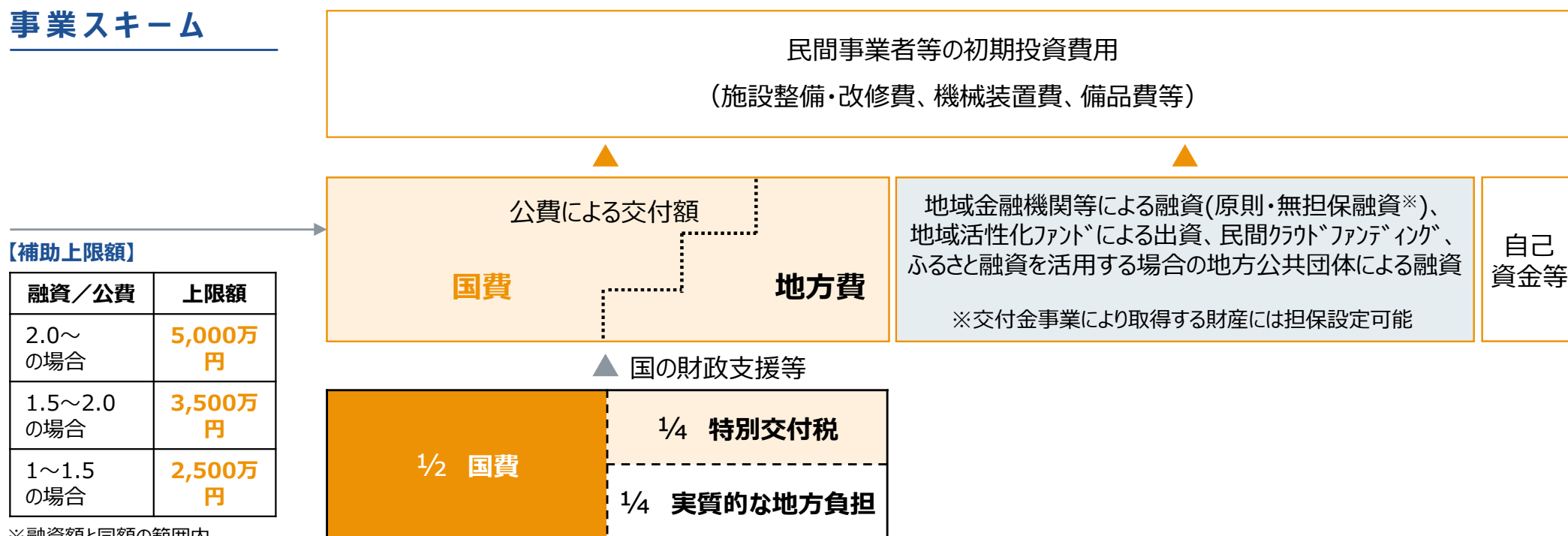
R7年度当初予算額（案）：地域経済循環創造事業交付金 6.2億円
 R6補正予算額 地域経済循環創造事業交付金 等 21.1億円
 R6当初予算額 地域経済循環創造事業交付金 6.0億円の内数

産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援

- ①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応（公共的な課題の解決）
 ③地域金融機関等による融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング ④新規性（新規事業） ⑤モデル性
 の要件について、有識者（総務省）の審査を経て該当すると認められた事業が対象

※事業は年度内完了が原則

事業スキーム



※融資額と同額の範囲内

【補助率】

- ・原則、自治体負担の1/2
- ・条件不利地域
 - 財政力0.25以上 2/3
 - 財政力0.25未満 3/4
- ・デジタル技術活用 3/4
- ・脱炭素 3/4
- ・女性・若者活躍 3/4

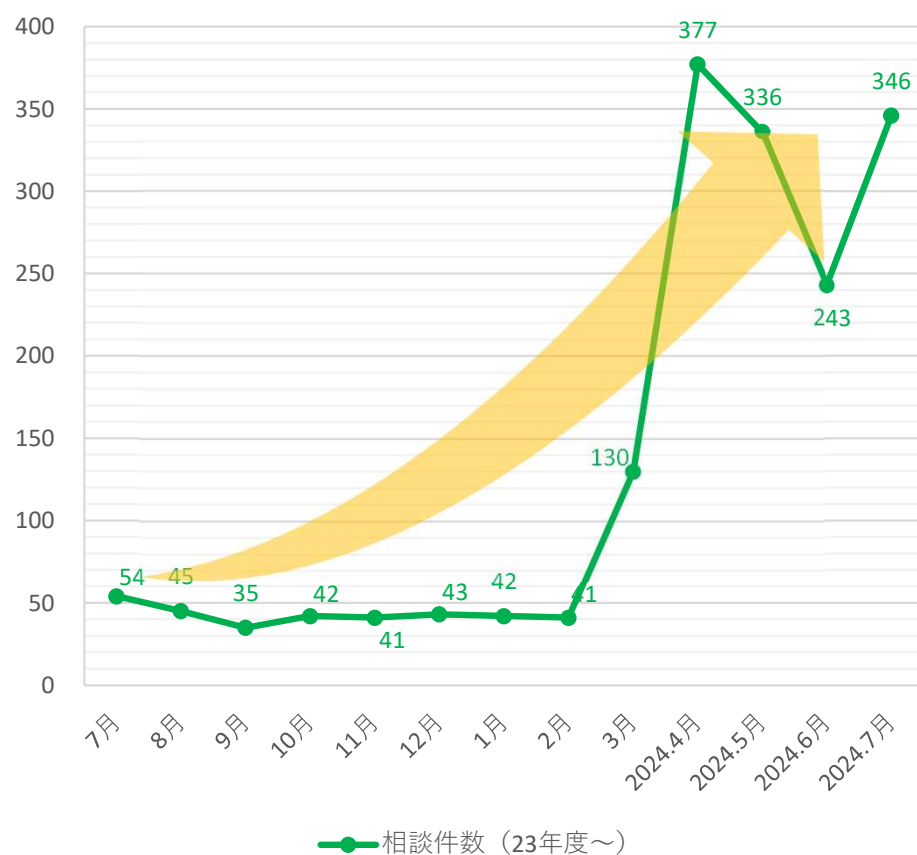
POINT

- 自治体の事業を支援
- 施設整備・改修費、備品費も対象
- 補助上限額は最大5,000万円（大規模事業対応可）
- 補助率は条件不利地域の場合 2/3～3/4
- 特別交付税措置（措置率0.5）により実質的な地方負担を大幅に軽減
- 毎月、交付申請可能

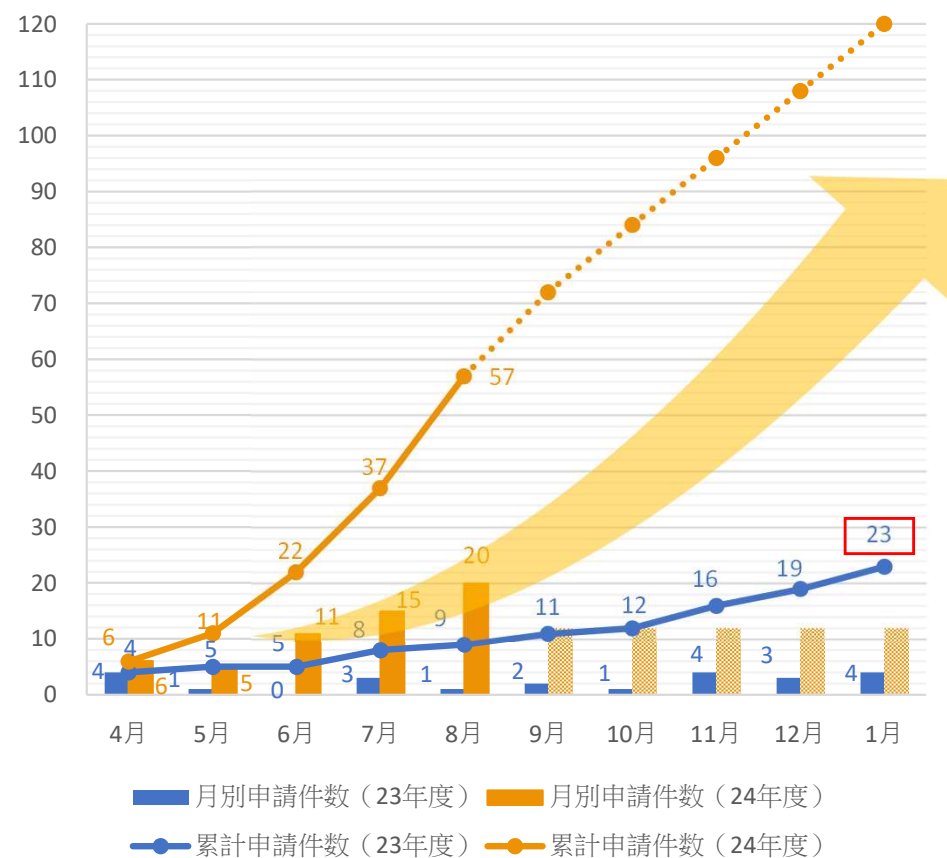
ローカル10,000プロジェクトの予算額の増額について

- スタートアップ育成5か年計画の取組等による新規事業創出への経営者のマインド改善や物価高騰の影響でプロジェクトによる支援ニーズは高まっている
- このような中、**自治体・金融機関向けの広報からエンドユーザーとなる事業者向けの広報を強化することで大幅に案件の掘り起こしが実現**
- 相談・申請件数は大幅に増加し、**8月申請時点で令和6年度当初予算分及び令和5年度予算繰越分は執行の見通し**
- **相談・申請件数を踏まえ、地域課題の解決につながる新規事業の事業化を加速させるため、予算額を増額**

月次相談件数 年度間比較



月次申請件数 年度間比較



ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）

R6創設

ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）に準ずる市町村の地方単独事業に対する特別交付税措置を創設

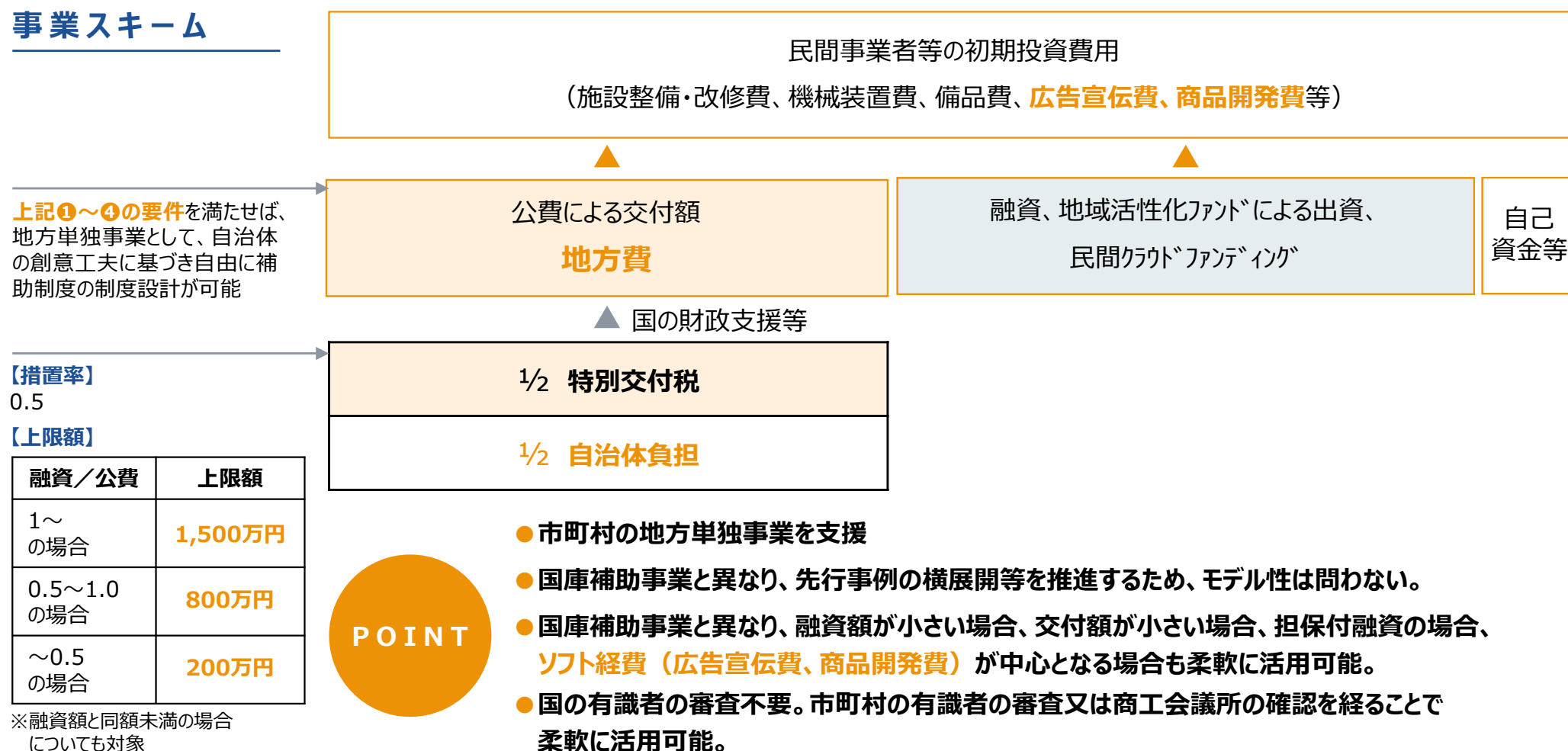
①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応（公共的な課題の解決）

③融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング ④新規性（新規事業）

の要件について、市町村において外部有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められた事業が対象

※特別交付税の算定に当たって、上記を確認できる補助要綱等を提出

事業スキーム



ローカルスタートアップ支援制度 [企画・立ち上げ等各段階での財政措置]

「ローカルスタートアップ」とは、**地域の人材・資源・資金を活用した地域課題の解決に資する創業・新規事業**

政策促進のための 対策

地域の人材・資源・資金による経済循環（地域経済循環）を促進するため、大幅に拡大していくことが重要と考え、令和5年度から、ローカルスタートアップに関する施策を充実し、「ローカルスタートアップ支援制度」としてパッケージ化

地方自治体が施策を実施するための財政措置を充実

ローカルスタートアップ支援制度

① 事業の企画	② 立ち上げ準備	③ 事業立ち上げ	④ フォローアップ
特別交付税（措置率0.8） ・創業支援等事業計画の作成 ・創業塾、創業セミナー、研修 ・ビジネスコンテスト ・創業コーディネーターの設置	特別交付税（措置率0.8） ・地域脱炭素等に係る調査分析 ・地域資源の調査分析 ・ビジネスモデル調査分析 ・法人設立等に係る経費 ・オフィスの賃貸料、 インキュベーション施設	国庫補助（補助率1/2～3/4） ・ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）を活用した初期投資（施設整備・改修、機械装置、備品等） ※モデル性を有するもの 特別交付税（措置率0.5） ・ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）を活用した初期投資（施設整備・改修、機械装置、備品等） ※モデル性は問わない	特別交付税（措置率0.5） ・フォローアップ、再構築調査

ローカルスタートアップ支援制度を活用するには、「創業支援等事業計画」の策定が必要

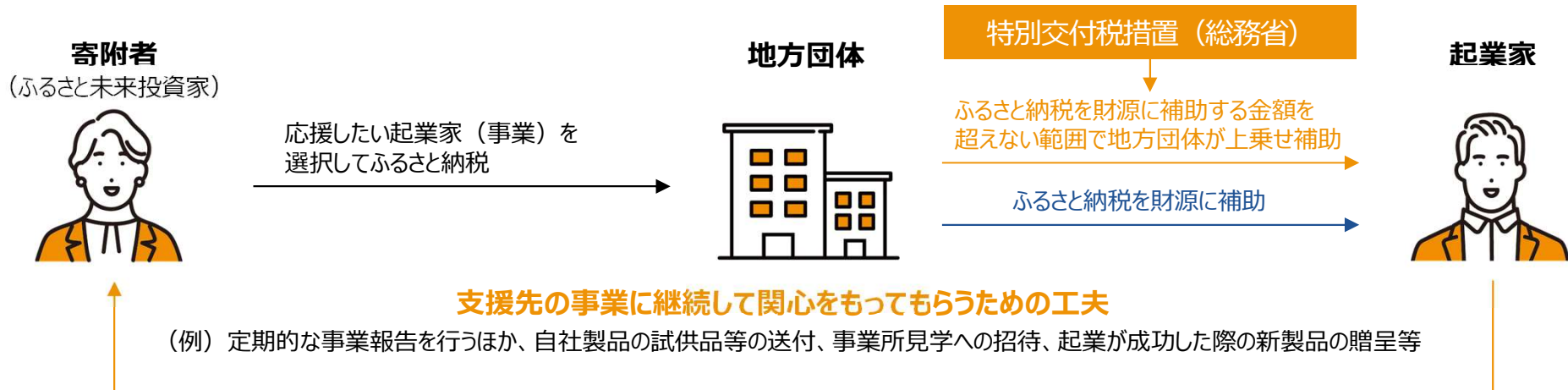
- 産業競争力強化法に基づき、市区町村・支援機関（商工会議所、金融機関等）が連携して創業支援 ※認定件数1,491市町村（R5.12.25）
- 地域の創意工夫に基づき、相談窓口、創業セミナー、インキュベーション施設、初期投資支援等を実施
- 継続的な個別相談、創業セミナー等（特定創業支援等事業）を受けた創業者には、登録免許税、日本政策金融公庫融資、補助金等の優遇措置

ふるさと起業家支援プロジェクト

- **地方団体による地域の起業支援を促すとともに**、ふるさと納税の仕組みを活用して地域の外から資金を調達することによって、**地域経済の好循環の拡大を図る。**
- ふるさと納税を活用する事業の内容を具体的に明示して、ふるさと納税を募集することを通じて、**寄附文化の醸成を図る。**

【概要】

- ・ 地方団体は、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、地域課題の解決に資する事業を立ち上げる起業家に対し、事業に共感する方からふるさと納税を募り、補助を行う。
- ・ 起業家は、寄附者を「ふるさと未来投資家」として位置付け、定期的な事業報告を行う等、支援先の事業に継続して関心をもってもらうための工夫を行う。
- ・ 総務省は、起業家の事業立ち上げの初期投資に要する経費について、地方団体がふるさと納税を財源に補助する金額を超えない範囲で行う補助等に対して**特別交付税措置（措置率0.5、上限2,500万円／事業）により支援。**



ふるさと融資制度について（地域総合整備資金貸付事業）

2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度の温室効果ガス46%削減（2013年度比）という目標に向け、地方公共団体における地域脱炭素の取組を加速化していくため、以下のとおりふるさと融資制度の特例対象事業を追加する。

令和7年度における拡充

（令和7年4月に地域総合整備資金貸付要綱を改正する予定）

○ ふるさと融資においては、特例として融資比率等※1の引上げを行っている。

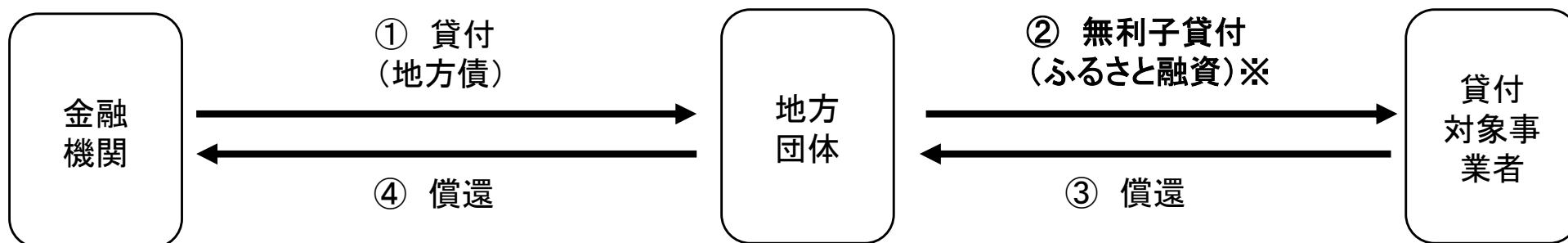
※1 融資比率は、通常50%のところ、過疎地域（みなし過疎地域含む）、離島地域、特別豪雪地帯、定住自立圏、連携中枢都市圏、東日本大震災被災地域（岩手県、宮城県、福島県に限定）において実施される事業や、地域脱炭素化促進事業、（株）脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業については60%に引上げ。

○ 令和7年度より、新たに「地域脱炭素推進交付金事業※2」の対象事業について、融資比率等の引上げの対象に追加することとする。

※2 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日 環政計発第2203301号 制定）第3条第2項に定める脱炭素先行地域づくり事業、同条第3項に定める重点対策加速化事業、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金（特定地域脱炭素移行加速化交付金）交付要綱（令和6年2月13日 環地域事発第2402131号 制定）第3条第2項に定める民間裨益型自営線マイクログリッド等事業

（参考）ふるさと融資制度の概要

地方公共団体が、民間金融機関等と共同し、地域振興に資する民間事業活動を支援するために、設備投資に係る無利子資金の貸付を行う制度



※ 利子負担、民間金融機関による連帯保証料への助成額の75%について、特別交付税措置

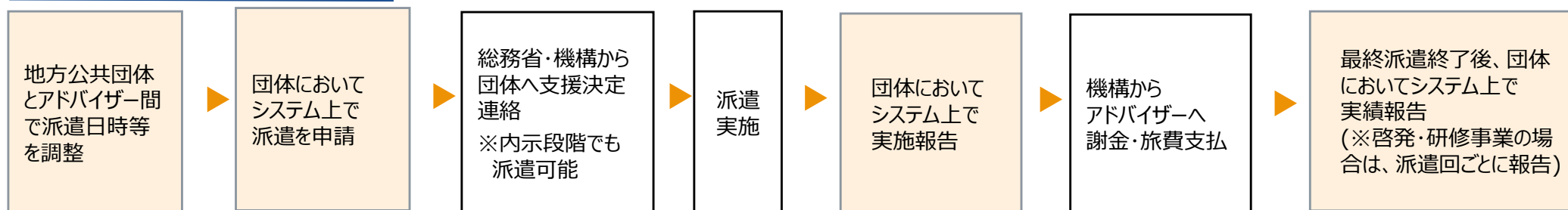
GXアドバイザーの派遣

- 政府は、2050年カーボンニュートラル実現、2030年度温室効果ガス排出量46%削減（2013年度比）を目標として掲げている。
- 「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日）では、①**少なくとも100か所の脱炭素先行地域づくり**や、②**太陽光発電、住宅・建築物の省エネ等の重点対策の全国実施**等が盛り込まれるなど、地域主導の脱炭素の取組が重要となっている。
 - ▶ このような中、総務省と地方公共団体金融機構との共同事業である「**経営・財務マネジメント強化事業**」において、地域脱炭素に取り組む地方公共団体へアドバイザーを派遣する。

支援分野

- **課題対応アドバイス事業**
地域脱炭素に取り組む地方公共団体に対して、下記の分野において支援を実施。
＜地域脱炭素ロードマップの重点対策＞
 - ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、②地域共生・地域裨益型再エネの立地
 - ③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導
 - ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上、⑤ゼロカーボン・ドライブ、⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
 - ⑦コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり、⑧食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立
- **啓発・研修事業**
都道府県が市区町村の啓発のため支援分野の研修会・相談会を行う場合に、都道府県に対してアドバイザーを派遣

アドバイザー派遣の流れ



謝金・旅費

- **アドバイザーの謝金・旅費は地方公共団体金融機構が負担する。（謝金単価は原則、1時間あたり6,000円）**

※詳細は、地方公共団体金融機構HP掲載の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業実施の手引き」（下記URL・QRコード）を参照

<https://www.jfm.go.jp/support/development/keieizaimu.html>（機構HPのURL）

（機構HPのQRコード）



庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進

国・地方公共団体は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」に基づき、公共建築物における木材の利用に努めるなどとされている。

また、建築物一般における木材利用を促進するため、協定の締結や必要な措置を講ずるよう努めるなどとされている。

まち 都市の木造化推進法の概要

＜地方公共団体の責務＞（第5条関係）

- 地方公共団体は、経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて施策を策定・実施、**公共建築物における木材の利用に努めなければならない**

＜基本方針＞（第10条関係）

- 木材利用促進本部（本部長：農水大臣、本部員：総務・文科・経産・国交・環境大臣）は、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定める

＜建築物木材利用促進協定＞（第15条関係）

- 国又は地方公共団体及び事業者等は、建築物木材利用促進協定を締結することができる
- 地方公共団体は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、国の措置に準じて、**必要な措置を講ずるよう努める**

【基本方針（令和3年10月1日本部決定）のポイント】

【地方公共団体による取組】

地方公共団体は、法に規定する責務を踏まえ、公共建築物における木材の利用の促進はもとより、建築物一般における木材利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たす

【建築物木材利用促進協定制度の活用】

地方公共団体は、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対して制度を積極的に周知するとともに、協定を締結した場合には必要な措置を講じるよう努める

総務省の取組（総務大臣通知の発出等）

- 令和4年1月21日付で、総務大臣名で各都道府県知事宛に通知を発出し、以下の取組を依頼
 - ・ 庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進について、積極的に検討いただくこと ※地域木材を利用した施設整備には地域活性化事業債を活用可能
 - ・ 民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進するため、事業者等に対して建築物における木材利用促進のための協定締結を積極的に働きかけるとともに、協定を締結した事業者等に対し、必要な支援を行うこと
- その後も、地方公共団体宛に通知を発出し、地域木材を利用した図書館等の公共施設や庁舎等の公用施設の整備も地域活性化事業債の対象となることを周知するとともに、木材利用の促進に取り組んでいただくよう依頼（R4.4、R6.1、R6.2、R7.1）
- 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議等の地方公共団体向けの会議においても、継続的に依頼

財政措置

【地方財政措置】

- 原則全般的に地域木材を利用した施設の整備に地域活性化事業債（充当率：90%、交付税措置率30%）を充当可能
- 地域材の利用促進のための普及啓発、生産流通対策等に要する経費を普通交付税措置
- 地域材を利用した住宅建設に対する利子助成等、木材乾燥施設の整備促進等に要する経費を特別交付税措置（措置率0.5または0.3）

【国庫補助制度】

- 対象施設に応じた各種国庫補助制度あり※詳細はホームページをご参照ください。
(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuzozigyoku.html>)



くらしの中に

総務省

第3 地域の暮らしを守る取組

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R 7 当初予算額（案）：5.6 億円

※内閣府予算計上

PR動画は
こちら→



地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保する必要があるが、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る

事業背景

人口急減地域において

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

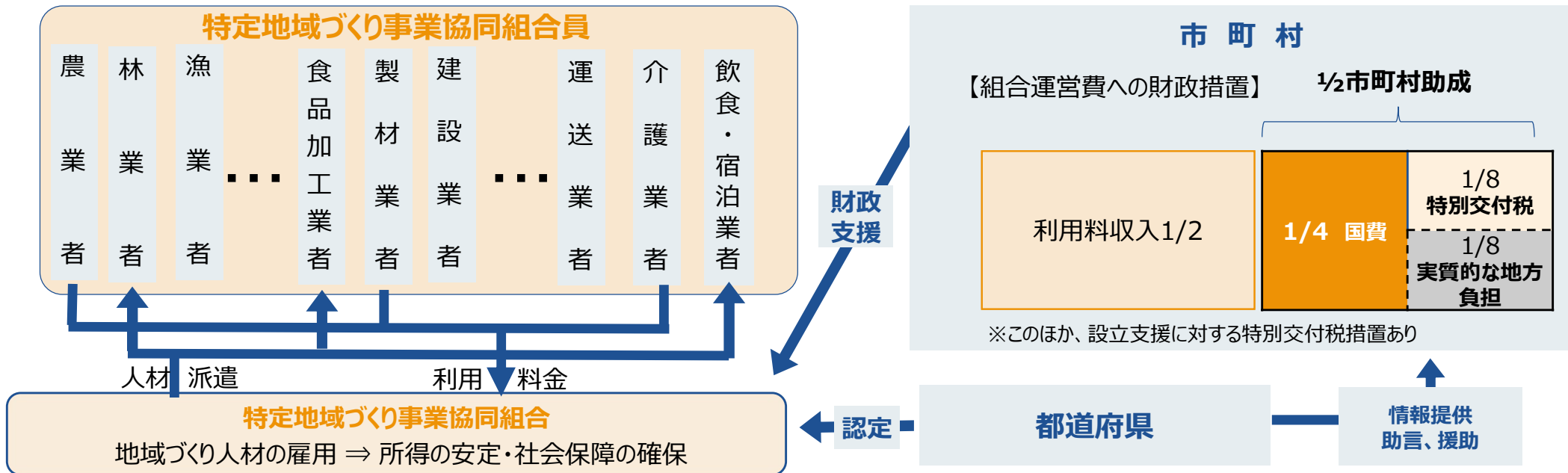
⇒人口流出の要因、Uターン・Iターンへの障壁

- 対象 人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
- 認定手続 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能
※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）
- その他 法施行後5年（令和7年6月）の見直し規定あり

取組内容

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）

⇒地域の担い手を確保



特定地域づくり事業協同組合 活用事例

十日町市複業協同組合 TOMOWORK

所在地（活動地区）	新潟県十日町市
人口	49,820人（R2国勢調査時点）
認定年月日	令和5年5月16日
派遣予定の産業分野	農業、林業、不動産賃貸業・管理業、広告業、 その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業
派遣利用料金	1,210円/時（税込） 除雪業務は1,925円/時（税込）
派遣職員の給与	月収19万円
派遣職員の募集方法	メディア媒体や組合HPによる広報、地域おこし協力隊 OBOG 十日町市移住コンシェルジュとの連携
事務局職員構成	事務局兼派遣元責任者2名、職員1名
事業計画 （今後3年間）	派遣職員数：R6 6名→R7 6名→R8 6名 派遣先事業者数：R6 12者→R7 12者→R8 12者

- 派遣職員は、10月1日現在8人雇用。主に県外からの移住者（元地域おこし協力隊含む）に周知を予定している。
- 様々な事業所で働く中で、技術を身につけ、後々は組合員事業所への直接雇用や市内で起業することを期待している。
- 派遣職員の募集は20代から30代をメインターゲットとし、元地域おこし協力隊、移住希望者等、前職や経歴を問わず広く募集をかける。
- 事務局は、事務局兼派遣元責任者2名（内事務局長1名）と職員1名の計3名。事務局は市の移住コンシェルジュとしても活動しており、移住希望者の仲介を含めて運営をサポートしている。

● 派遣イメージ図

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員A	その他の生活関連サービス業（除雪）			農業（稲作・畑作）						その他の生活関連サービス業（除雪）		
職員B	その他の生活関連サービス業（除雪）			林業（伐採）						その他の生活関連サービス業（除雪）		
職員C	社会福祉・介護事業（介護施設）			農業（稲作・畑作）			社会福祉・介護事業（介護施設）			その他の生活関連サービス業（除雪）		
職員D	不動産賃貸業・管理業（一般事務全般）			広告業（一般事務全般）			不動産賃貸業・管理業（一般事務全般）			広告業（一般事務全般）		

おぐにマルチワーク事業協同組合

所在地（活動地区）	山形県小国町
人口	6,931人（R2国勢調査時点）
認定年月日	令和3年11月11日
派遣予定の産業分野	農業、窯業・土石製品製造業、ガス業、熱供給業、宿泊業、飲食店、娯楽業、飲料・たばこ・飼料製造業
派遣利用料金	1,150円/時（税込）
派遣職員の給与	月収18万円
派遣職員の募集方法	テレビ、新聞、スマウト、縁故
事務局職員構成	事務局長1名、職員1名
事業計画 （今後3年間）	派遣職員数：R6 7名→R7 12名→R8 15名 派遣先事業者数：R6 17者→R7 17者→R8 18者

● 人材面の特徴

- 派遣職員は県外からの移住者7名を雇用していて、うち1名が同町出身、1名が県内他市町村出身である。退職者2名は県外の地域おこし協力隊などとして転職した。
- 様々な事業所で働く中で、将来的には組合員事業所への直接雇用や町内で起業することを期待しているが、今の職員は季節ごとの派遣先選択肢を増やして、よりキャリア探究ができる派遣体制を創るための開拓者として位置付けている。
- これまでに採用した9名の派遣職員は年齢20代が6名、30代が3名で、前職は飲食店、建設業、小売業、設計業と多様である。
- 事務局職員は、事務局長1名と職員1名の計2名。事務局長は元地域おこし協力隊で町役場と連携して移住を促進している。

● 派遣イメージ図

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員A	農業（田植え）			宿泊業（温泉宿泊施設）			農業（稲刈り）			娯楽業（スキー場）		
職員B	農業（田植え・草刈り・防除・稲刈り）									飲料・たばこ・飼料製造業（酒造業）		
職員C	宿泊業（温泉宿泊施設）									ガス業（ガソリンスタンド） 熱供給業		
職員D	窯業・土石製品製造業（炭素加工）									飲食店（和食）		

地域運営組織（RMO）の形成・運営

※RMO：Region Management Organization

R7当初予算額（案）：31百万円
（R6予算額：31百万円）

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織

※874市区町村で、おおむね小学校区単位に7,710団体が形成（令和5年度調査）

地域運営組織に対する支援

●地域運営組織に関する調査研究

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査
- ・研修用テキストの作成 等



●全国セミナー

- ・国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出



地方交付税措置（普通交付税・特別交付税）

- 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
 - （1）地域運営組織の運営支援
 - （2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】

地域運営組織の活動事例

（特非）かさおか島づくり海社（岡山県笠岡市）

- 島内の公共交通手段が乏しく、運転できない高齢者等の移動が困難な状況から、**公共ライドシェアを実施**
- 毎日運行の予約制タクシー（グリーンスローモビリティを使用）及び毎週金曜、定時定路線のコミュニティバスの2種類を運行



いけくわ

生桑振興会（広島県安芸高田市）

- 地域にあったガソリンスタンドが閉鎖されることとなったが、生桑振興会が中心となり施設の更新等を実施し、**ガソリンスタンドを運営**
- 給油以外にも、日用品店舗やサロンスペース等の拠点にもなっている



地域運営組織（RMO）の設立・運営に関する地方財政措置（概要）

1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】

地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費

（1）地域運営組織の運営支援

- ① 運営支援（措置対象：事務局人件費、事務所賃貸料、光熱水費、備品消耗品費、旅費、事務局職員の研修費 等）…普通交付税
- ② 形成支援（措置対象：ワークショップ開催に要する経費、ファシリテーターの旅費及び謝金、事務所開設のための施設改修費 等）
…特別交付税

※措置率1/2・財政力補正

※事務所開設のための施設改修費については、1 組織 1 回限りの措置

※令和7年度からは、（1）②において、ワークショップ開催のための臨時職員経費について、特別交付税措置の上限額を引き上げ（最大200万円→220万円）

（2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援

（措置対象：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費 等）…普通交付税

※(1)①及び(2)において、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる。措置率1/2・財政力補正

2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費

（措置対象：研修、調査、設備導入、販路開拓に要する経費 等）…特別交付税

※措置率1/2・財政力補正

過疎対策について

1 過疎対策の経緯

- 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（議員立法）に基づき、過疎対策を実施。
- 現行法は、令和3年3月成立、同年4月1日施行。
- 昭和45年以来、議員立法により五次にわたり制定。（全て全会一致により成立）

2 過疎地域の要件

- 市町村ごとに「人口減少要件」及び「財政力要件」により判定。
- 
- 現在の過疎関係市町村は**885団体**
(全市町村の**51.5%**)

3 主な支援策

(1) 過疎法に基づく施策

- ① **過疎対策事業債**（令和7年度計画額 5,900億円（充当率100%、元利償還の70%を交付税措置））
- ② **国庫補助金の補助率かさ上げ**（統合に伴う公立小中学校校舎の整備等）
- ③ **税制特例**（所得税・法人税にかかる減価償却の特例）

※適用期限：令和9年3月31日まで（3年ごとに延長要望）

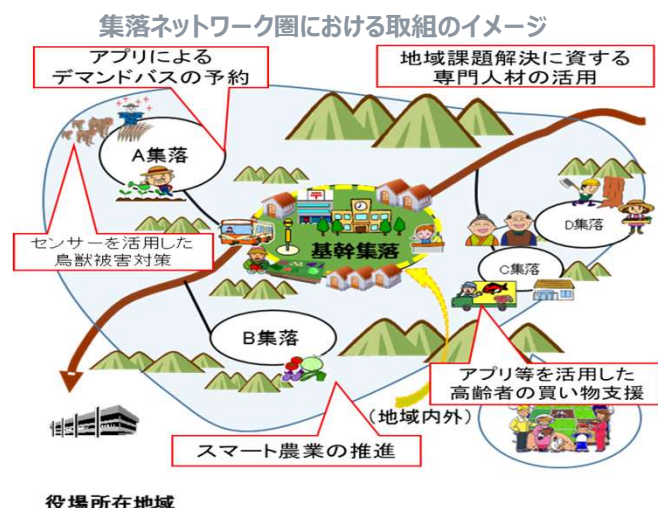
(2) その他の施策

過疎地域持続的発展支援交付金（令和7年度当初予算額（案） 8.0億円）

- 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

1 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。
（過疎地域以外の条件不利地域も対象）（定額補助）



【事業例】佐賀県伊万里市（H29～） 地域公共交通（バス）

- 黒川町まちづくり運営協議会が主体となり、住民アンケート、住民参加の検討委員会の開催により、
- ① バスの運行形態を見直し
 - ② スマホ等で運行状況・乗換案内の確認等ができるアプリの開発

【効果】コミュニティバス利用者数の増加、地域コミュニティ活性化



2 過疎地域持続的発展支援事業

過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村・都道府県が実施するICT等技術活用事業、人材育成事業を支援。（都道府県は人材育成事業のみが対象）

（市町村：定額補助 都道府県：6/10、1/2補助）

【事業例】熊本県水俣市（R3～） 遠隔診療

水俣市立総合医療センターとへき地診療所、市内医療機関、介護施設等（13箇所）を結んだオンライン診療を実証的に実施。



3 過疎地域集落再編整備事業

過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用等の事業に対して補助。
（1/2補助）

4 過疎地域遊休施設再整備事業

過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助。（1/3補助）

過疎地域における事業用設備に係る割増償却

1. 内容

過疎地域内で個人又は法人が設備を取得等して事業の用に供した場合に5年間の**割増償却が可能**（所得税、法人税）

→ **課税の繰り延べ効果が発生し、設備投資直後の企業の資金繰りを支援**

事業者の規模 （資本金）		個人又は 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象となる設備投資		機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 （取得、製作、建設、改修）	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設	
対象 業種 ・ 取得 価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		
対象設備・償却率		機械等：普通償却限度額の32% 建物等：普通償却限度額の48%		
減価償却の方法		割増償却（最大5年間適用）		

2. 適用期限

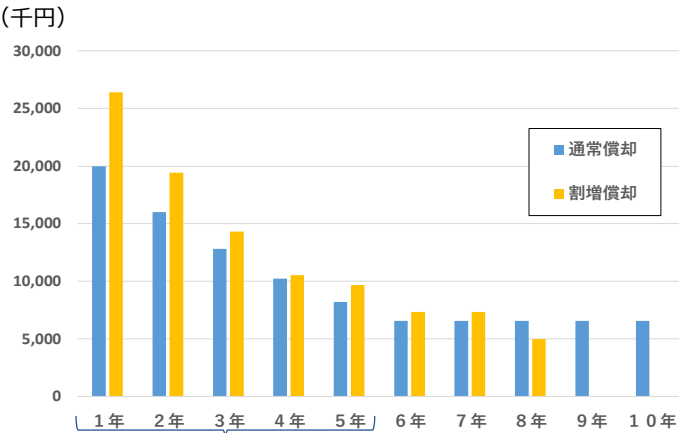
令和9年3月31日まで（令和6年度から3年間）

3. 適用要件

過疎市町村計画に「産業振興促進事項」区域、対象業種等を記載

【割増償却のイメージ】

取得価額1億円の機械を購入し、減価償却資産の耐用年数を10年、定率法による償却とした場合。



償却開始から5年間は割増償却を適用

過疎地域における地方税の減収補てん措置

1. 内容

過疎地域において事業用設備を取得等した場合等の地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）を課税免除等した場合について、減収補填措置が講じられている。

● 製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等

- 過疎地域内で個人又は法人が事業用設備を取得等した場合

事業者の規模 (資本金)		個人又は 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象となる設備投資		機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 (取得、製作、建設、改修)	機械・装置、建物・附属設備、 構築物の新增設	
対象業種	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
取得価額	農林水産物等販売業・情報サービス業等	500万円以上		

➤ 条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	所得金額又は収入金額のうち当該設備に係るもの
不動産取得税	当該設備に係る家屋、当該家屋の敷地である土地
固定資産税	当該設備に係る家屋、機械・装置、構築物、当該家屋の敷地である土地

都道府県又は市町村の減収分の75%を
普通交付税で補てん

(最初に課税免除等を行った年度から3年間※1)

※1：不動産取得税は当該年度分。

● 畜産業・水産業※2 ※2：過疎地域内で個人が行う畜産業及び水産業に限る。

- 個人又は同居の親族で事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3超～1/2以下の場合

➤ 条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	各年の所得金額
-----	---------

都道府県の減収分の75%を普通交付税で補てん

(最初に課税免除等を行った年度から5年間)

2. 適用期限

令和9年3月31日まで（令和6年度から3年間）

3. 適用要件

過疎市町村計画に「産業振興促進事項」区域、対象業種等を記載

集落支援員

過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行う。

集落支援員の活動イメージ

■ 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

■ 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進



□ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などのサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進、
- ③ 特産品を生かした地域おこし、
- ④ 高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤ 伝統文化継承、
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

特別交付税措置

集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

- 対象経費
- ① 集落支援員の設置
 - ② 集落点検の実施
 - ③ 集落における話し合いの実施
 - ④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

に要する経費

措置額 集落支援員 1 人あたりの上限額

専任※ 500万円 ※兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む。
兼任 40万円

※ 国勢調査における人口集中地区は措置の対象外

配置状況(R5年度)

専任 2,214人

兼任 2,922人
(自治会長などの兼務)

専任の「集落支援員」の属性

- 約 4 割が60代
- 約 5 割が元会社員・元公務員・元教員
- 約 9 割がそれまで暮らしていた自治体で活動

都道府県過疎地域等政策支援員について

- 過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、都道府県が専門人材を雇用又は委託し、過疎地域等を支援する経費について特別交付税措置を講じる。

対象団体

都道府県

対象経費

都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費（報償費、旅費、委託費等）

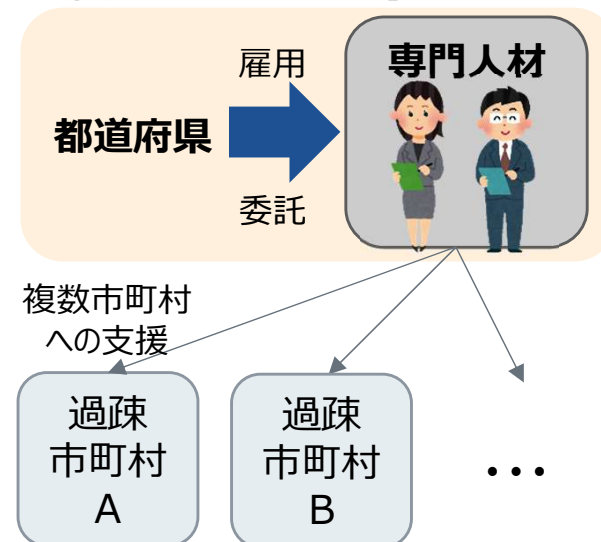
要件

- ①過疎地域その他の条件不利地域（過疎、山村、離島、半島、奄美、小笠原、沖縄）を有する複数の市町村への支援が対象
- ②市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事すること
- ③都道府県の過疎計画に記載があること 等

財政措置

- ・対象経費の上限額 年間590万円／人 ・措置率0.5
- ・財政力補正あり

【専門人材の活用イメージ】



業務の例

- 産業振興（農林水産業）
 - …販路拡大、ブランド化、6次産業化、経営指導、スマート農林水産業、担い手確保 等
- 産業振興（商工業、その他）
 - …サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、創業支援、特定地域づくり事業協同組合支援 等
- 産業振興（観光）
 - …観光戦略、DMO支援、観光・宿泊施設の経営改革、インバウンド対策 等
- 地域における情報化
 - …情報通信技術の利活用 等
- 地域公共交通の確保
 - …地域公共交通網の維持・再編、新技術活用 等
- 生活環境の整備
 - …水道事業経営 等
- 高齢者等の保健・福祉
 - …地域包括ケアシステム、子育て支援 等
- 医療の確保
 - …医療政策支援 等
- 教育の振興
 - …ICT教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育 等
- 集落の整備
 - …集落対策、空家対策 等
- 地域文化の振興
 - …文化財保護 等
- 再生可能エネルギーの利用推進
 - …再生可能エネルギーの導入支援 等



くらしの中に

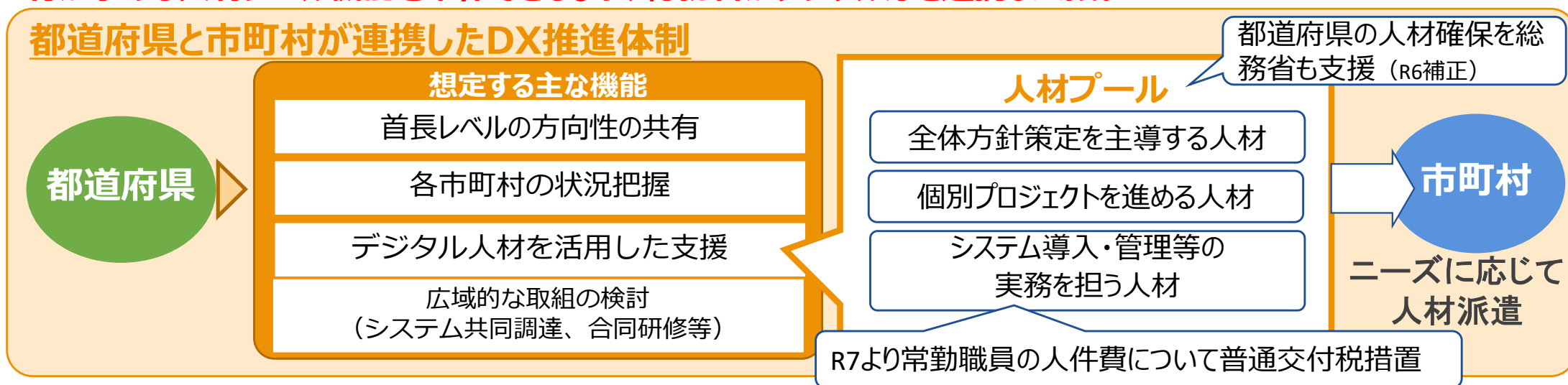
総務省

第4 地域におけるDXの推進

都道府県における市町村支援のデジタル人材確保（人材プール）

- 全国で、都道府県が市町村と連携してDX推進体制を構築し、デジタル人材を市町村に派遣する取組やシステムの共同調達を主導する取組等が進みつつある。
- こうした取組を加速させるため、**令和7年度中に、全ての都道府県で市町村と連携した推進体制を構築し、市町村が求める人材プール機能を確保できるよう、総務省がデジタル庁と連携し支援。**

都道府県と市町村が連携したDX推進体制



ノウハウ・研修等の提供

- **都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト**（R6補正）
- 確保・育成の「ガイドブック」
- 望ましいスキルや経験を類型化し「**スキル標準**」
- 自治大学校等関係機関での研修

アドバイザー派遣

- **DXアドバイザー**（主に自治体DX分野。地方公共団体金融機構と共同）
- **地域情報化アドバイザー**（主に地域社会DX分野。）

財政措置

【普通交付税措置】

- 都道府県が、一定のスキル・経験を有する**デジタル人材を、市町村支援業務を行う常勤職員として雇用した場合の**人件費

【特別交付税措置】

- 市町村による**CIO補佐官**任用等に要する経費
- **DX推進リーダー**育成経費
- 都道府県等による**市町村支援のデジタル人材確保**に要する経費

総務省の伴走支援

都道府県における市町村支援のデジタル人材確保（人材プール）

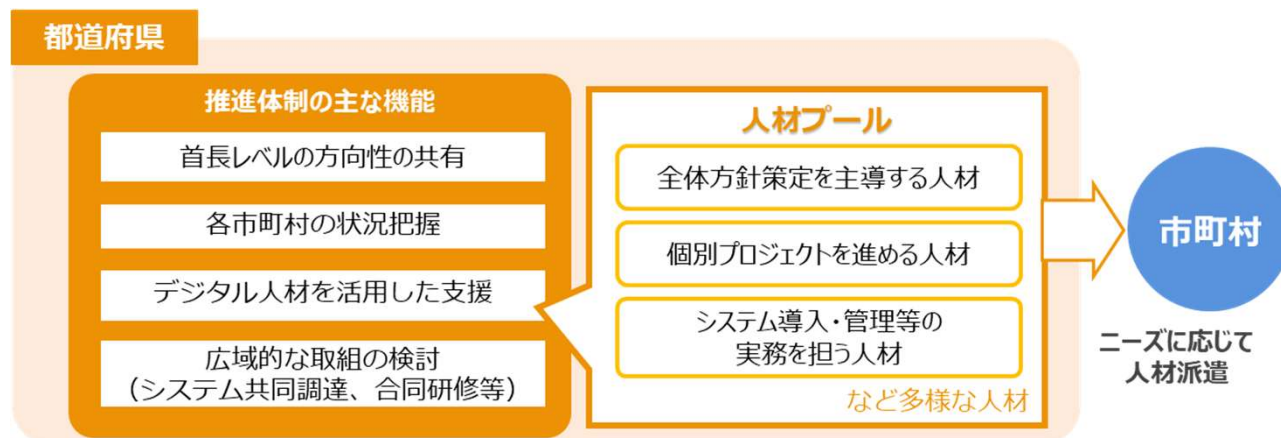
○ 小規模市町村を中心にデジタル人材の確保が難しい中で、令和7年度中に都道府県が市町村と連携して地域DX推進体制を構築し、市町村の求める人材プール機能を確保できるよう、地方交付税措置を拡充

○ デジタル人材としてのスキル・経験を有し、市町村支援業務を行う常勤職員※ について、普通交付税措置

	現 行	令和7年度～
常勤職員 (アクセラレータ※)	特別交付税 (措置率0.7)	普通交付税 単価780万円程度×人数
非常勤職員 業務委託		特別交付税 (措置率0.7) (～R11)

※ 一定の経験・資格を有する者について、総務省が任命し、デジタル庁と連携してスキルアップ等を継続的に支援

○ 今後3年間で都道府県がデジタル人材の確保に集中的に取り組めるよう、募集経費にかかる特別交付税措置(措置率0.7)の上限額を引き上げ(1団体あたり100万円→300万円)(令和7年度～令和9年度)



デジタル活用推進事業債（仮称）の創設

- 担い手不足が急速に深刻化するおそれがある中、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等に向けた取組をしていくため、「デジタル活用推進事業費（仮称）」を創設。地方財政法の特例を設け、情報システムや情報通信機器等の整備財源に活用できるデジタル活用推進事業債（仮称）の発行を可能とする

1. 対象事業

デジタル活用推進計画（デジタル活用による効率化の効果等を記載）に位置づけて実施する以下の事業

※地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準化のために必要な経費を除く

（1）行政運営の効率化・住民の利便性向上を図る自治体DXの推進

① システムの導入（初期経費）

- ア 住民サービスの提供に必要なシステムの導入
- イ 共同調達によるシステムの導入

② 情報通信機器等の整備

- ア 住民利用の情報通信機器、住民サービスの提供に必要な職員利用の情報通信機器の購入
- イ 公共施設のネットワーク環境の整備

（書かない窓口）



（オンライン申請）



（インフラ点検用ドローン）



（水道スマートメーター）



（2）地域の課題解決を図る地域社会DXの推進

地方団体及び公共的団体等による地域の課題解決に資するシステムの導入及び情報通信機器等の整備

（地域の課題解決）

- ・ 医療、交通等日常生活に不可欠なサービスの確保
- ・ 農林水産業、観光など地域産業の生産性向上 等

（オンライン診療）



（スマート農業）



※公営企業が実施する事業については、一般会計からの補助を対象とするほか、公営企業債（資金手当）も発行可能とする

2. 地方財政措置

地方債充当率：90% 償還年限：5年

交付税措置率（地方単独事業）：50%

※国庫補助事業の地方負担や一部の地方単独事業を除く

3. 事業期間

令和11年度までの5年間

4. 事業費

1,000億円



くらしの中に

総務省

第5 定住自立圏構想の推進と活気あるまちづくり

「定住自立圏構想」の推進（H21～）

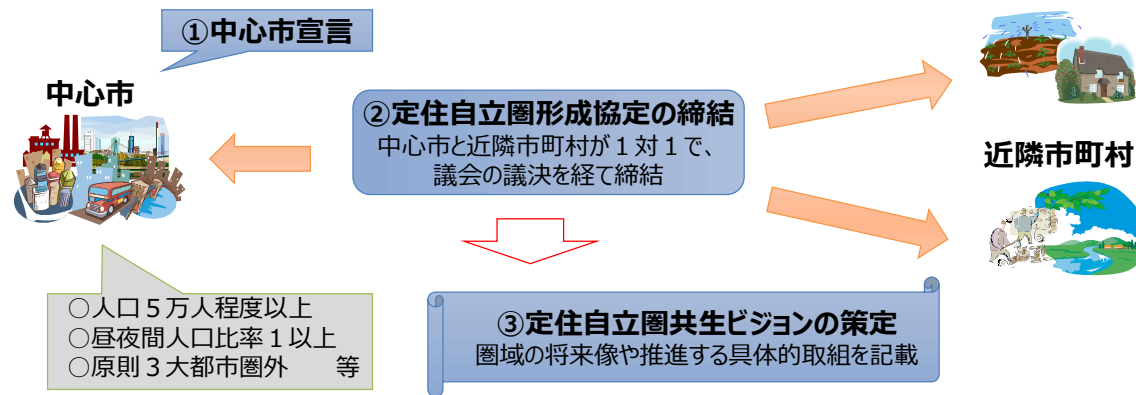
- 中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、**圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成**する。

圏域に求められる役割

- ① 生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ② 結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③ 圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）では「**定住自立圏において、デジタルを活用した取組の充実を通じ、圏域の更なる発展に向けて取組内容を深化させることが重要である**」とされていることから、圏域における**デジタル技術を活用した取組を促進**する。

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- 包括的財政措置（平成26年度・令和3年度に拡充）
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度（H26））
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円（H26）→1,800万円（R3））
- 外部人材の活用に必要な経費に対する財政措置
- 地域医療の確保に必要な経費に対する財政措置 等

地方債

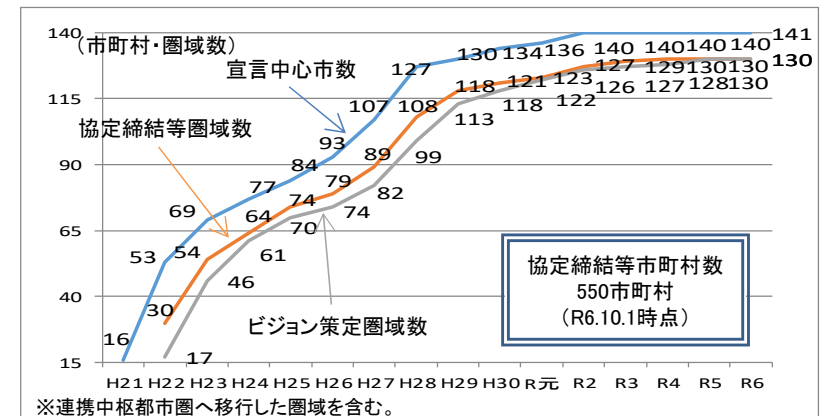
- 地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

- 地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

定住自立圏構想への取組状況

KPI：2024年 140圏域（R6.10.1現在 130圏域）



地方公共団体が行う空き家対策に対する財政措置

特別交付税措置（平成28年度より）

- 補助事業に係る地方負担と単独事業に係る経費のいずれも対象
- 措置率0.5 団体の財政力に応じた補正あり

地方公共団体が行う空き家対策

国庫補助の対象となる事業

（国土交通省「空き家対策総合支援事業」等）

- 空家等対策計画に基づき行う空き家等の**除却・活用**※
除却後の土地の整備・附帯工事
※予算額等の制限により除却・活用を単独事業として実施する場合あり。
測量費・試験費等を含む。
- 空き家等の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**
- **空家等対策計画策定**や計画策定等に必要な**実態把握**
- 空き家等の**所有者の特定**
- **空家等管理活用支援法人**による空き家の活用等を図るための事業
- 費用回収の見込めない**行政代執行**や
行政代執行等に向けて必要となる**法務的手続等**

国庫補助の対象とならない経費※

- 空き家対策のための**広報**
- 空き家に関する**相談窓口の設置**
- 空き家対策のための**データベースの整備**
- **空き家バンクの設置や運営**
- 空き家の入居者への**家賃補助** 等

※正規職員の人件費等は対象外

単独事業※1として実施する空き家の除却等

- 空家等対策計画に基づき行う空き家等の**除却・活用**※2・3
- ※1 国庫補助の対象事業だが、予算額等の制限により単独事業として実施する場合
- ※2 空家等対策計画区域内において、空家特措法に基づく助言又は指導を行い、命令するに至っていない「特定空家」（空家特措法第2条第2項）に対するものに限る
- ※3 地方公共団体が所有者等に対して助成を行う場合に限る

補助事業に係る**地方負担**に対して特別交付税措置
（都道府県※・市町村が対象）

※市町村が国庫補助を受けて実施する事業に対する都道府県補助事業も含む

地方公共団体が**単独で実施する
空き家対策**に対して特別交付税措置
（市町村が対象）

地方公共団体が行う所有者不明土地等対策に対する財政措置

特別交付税措置（令和４年度より）

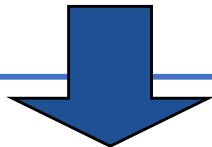
- 補助事業に係る地方負担と単独事業に係る経費のいずれも対象
- 措置率 0.5 団体の財政力に応じた補正あり

地方公共団体が行う所有者不明土地等対策

所有者不明土地等対策事業費補助金の対象※

- 所有者不明土地等の**実態把握**
- **所有者不明土地対策計画の作成**
- 土地の**所有者探索**や、土地の**利活用のための手法等**の検討
- 土地の**管理不全状態の解消**
- 勧告・命令・代執行、管理命令等を請求するための**法務的手続等**
- 所有者不明土地や管理不全低未利用土地の発生未然防止のために行う**所有者不明土地等の広報・啓発活動**【R 7～】※詳細については調整中
- その他上記の事業と併せて実施する関連事業 等

※ 所有者不明土地対策計画（一定の要件を満たす既存計画を含む）に基づく取組が対象



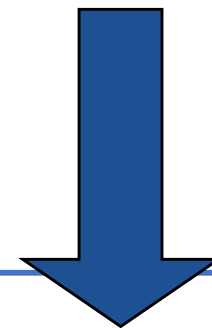
補助事業に係る地方負担に対して特別交付税措置
（都道府県※・市町村が対象）

国庫補助の対象外となるソフト経費※

- 所有者不明土地等に関する**相談窓口の設置**
- 所有者不明土地等対策のための**データベースの整備**
- **空き地バンクの設置や運営**

等

※ 正規職員の人件費等は対象外



地方公共団体が**単独で実施する**
所有者不明土地等対策に対して特別交付税措置
（市町村が対象）

※ 市町村が国庫補助を受けて実施する事業に対する都道府県補助事業も含む

PPP／PFIの導入促進（総務省の取組）

- 厳しい財政制約の中で、公共施設の老朽化が進む現状を踏まえると、PPP／PFIによる民間の資金やノウハウの活用は重要

1. 地方公共団体への周知

- H26.6.30 「『PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について』の送付及び公共施設等運営権制度における指定管理者制度や公営企業の取扱等について」

→公共施設等運営権制度と指定管理者制度との適用関係、公共施設等運営権設定後の公営企業の取扱等について周知。

- H27.8.28 「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」

→公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP/PFI手法の導入等を要請。

- H27.12.17 「『多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針』について」

→人口20万人以上の地方公共団体に優先的検討規定の策定を要請。

- H28.10 「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド（国土交通省・内閣府・総務省）」

→PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関し、先進的に取り組んできた地方公共団体の事例をもとにガイドを作成。

- R2.7 「『PPP/PFI事例集』の御案内」

→R2.4月に内閣府民間資金等活用事業推進室によって作成された事例集について、地方公共団体に周知。

- R3.6.21 「PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について（要請）」

→人口10万人以上の地方公共団体に優先的検討規定の策定を要請。

- R4.10.31 「公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置について（通知）」

→「公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する実施要領」に基づく取組の推進を要請。

- R5.7.24 「PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について」

→人口10万人以上の地方公共団体に優先的検討規定の策定を要請。

- 加えて、公営企業についても、水道・下水道事業における広域化等及び更なる民間活用の促進のため、「平成31年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について」等で示している留意点等について、地方公共団体への周知を実施。あわせて、公営企業会計の適用については、新たなロードマップにより、人口3万人未満も含め地方公共団体における取組を一層促進。

PPP／PFIの導入促進（総務省の取組）

2. 公共施設等総合管理計画の策定、見直し

- 公共施設等の更新などに際してPPP/PFIは有効な手段であることから、公共施設等総合管理計画の策定、見直しにあたってPPP/PFIを積極的に活用するよう検討することが重要。
- 公共施設等総合管理計画については、各地方公共団体に対して、平成26年度から28年度までの3年間で策定を要請（平成26年4月22日付け総務大臣通知）。あわせて、計画策定等に関する指針を策定（令和5年10月10日改訂）。当指針では、計画の検討にあたってPPP/PFIの積極的な活用を検討するよう明記。
- また、説明会の開催等により地方公共団体における公共施設等総合管理計画の策定、見直しを促進。

3. 地方公会計の整備

- PPP/PFIの導入促進のためには、地方公共団体が保有するストック情報を民間事業者に対して開示することが重要。
- 総務省では、各地方公共団体に対して、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で、公表を前提とした統一的な基準による財務書類及び固定資産台帳を整備するよう要請（平成27年1月23日付け総務大臣通知）。分析手法や事例の紹介、「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」や研修等の実施により、予算編成や資産管理等への活用を促進。

4. 地方財政措置

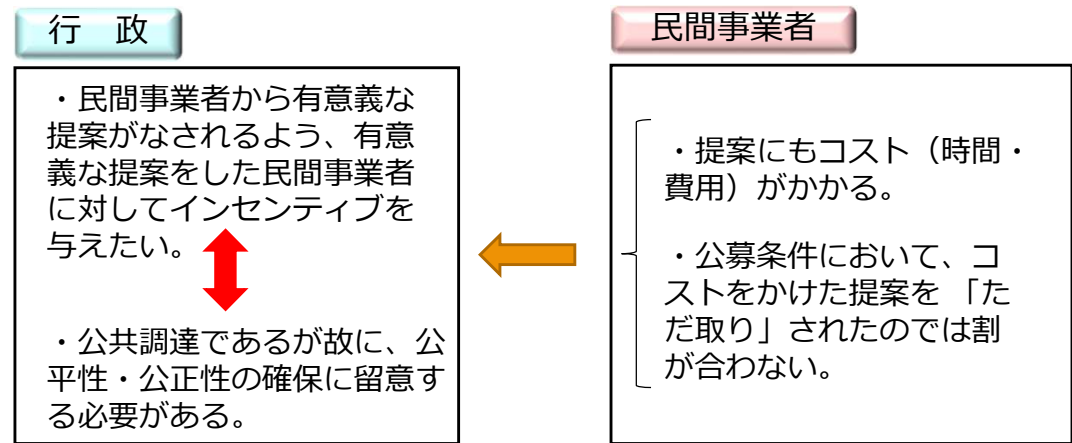
- 地方公共団体がPPP/PFIを導入しても、地方財政上不利にならないよう財政措置を講じる（イコールフットイングを図る）ことが基本。
- 平成27年度から、地方公共団体が国庫補助を受けて実施するコンセッション方式の導入に向けた調査等の準備事業に係る地方負担について、特別交付税措置を講じている。

5. PPP／PFIに係る調査研究

- 地方公共団体においてPFI事業を遂行する際に、実務上課題となることについて、解決策を探るとともに、新たな取組の優良事例を調査研究し、地方公共団体に周知。
- 令和6年度は、「空き家問題の解決に資するPPP/PFI事業の実施に係る調査研究」を実施。

PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド（概要）

<PPP推進に係るボトルネック>



上記ボトルネックを解決するため、「PPP/PFI推進のための入札契約手続きのあり方に関する勉強会」における議論を踏まえて、「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」として取りまとめ。

○「PPP/PFI推進のための入札契約手続きのあり方に関する勉強会」構成員

構成員			
大森 文彦	弁護士・東洋大学法学部	内閣府民間資金等活用事業推進室参事官	
小澤 一雅	東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授	総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室長	
根本 祐二	東洋大学経済学部教授	国土交通省総合政策局官民連携政策課長	
宮本 和明	東京都市大学都市生活学部都市生活学科教授	国土交通省総合政策局公共事業企画調整課事業総括調整官	
国土交通省資料より作成		国土交通省土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室長	

ポイント1：ルール的事前明示

（直接・間接の）インセンティブがあり得ることを、提案募集の前に明示。

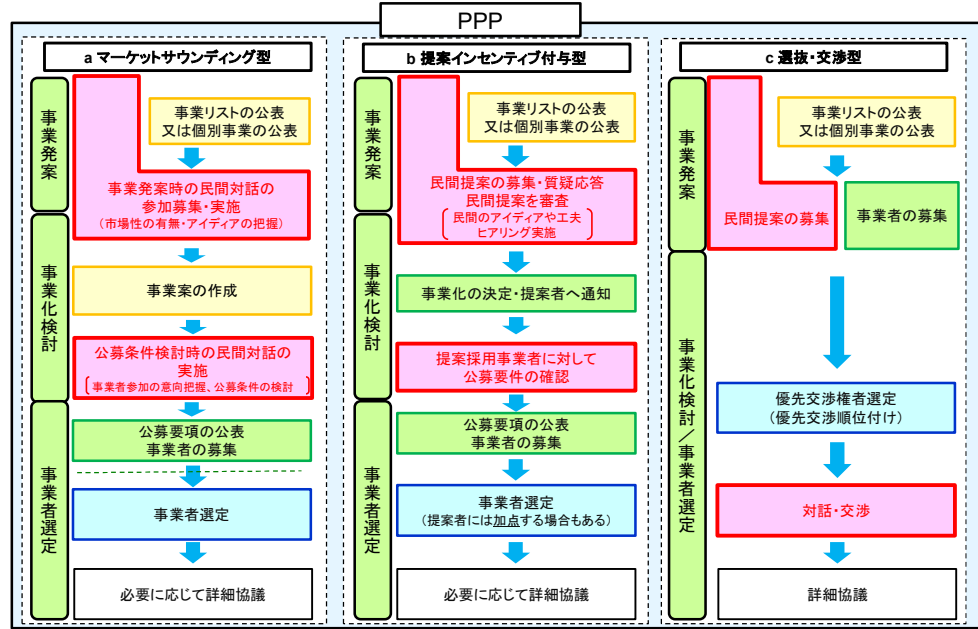
ポイント2：中立的な第三者の活用

事業者選定に当たり、外部有識者等からなる第三者機関を活用。
【対話方式の概要】

1. 明示的なインセンティブがなくとも、アイデアや意見がその後の検討内容や公募条件に反映され得ることが民間事業者のインセンティブとなる場合

- ⇒ a. マーケットサウンディング型
参加事業者を募り、個別ヒアリング等により、意見交換・対話を行うもの
- 2. 明示的なインセンティブが必要な場合

- ⇒ b. 提案インセンティブ付与型
事業者選定評価において、提案が採用された事業者に対してインセンティブ付与（加点）を行うもの
- ⇒ c. 選抜・交渉型
提案内容を審査して優先順位付けを行い、事業内容について競争的対話による協議を行い、協議が調った者と契約するもの



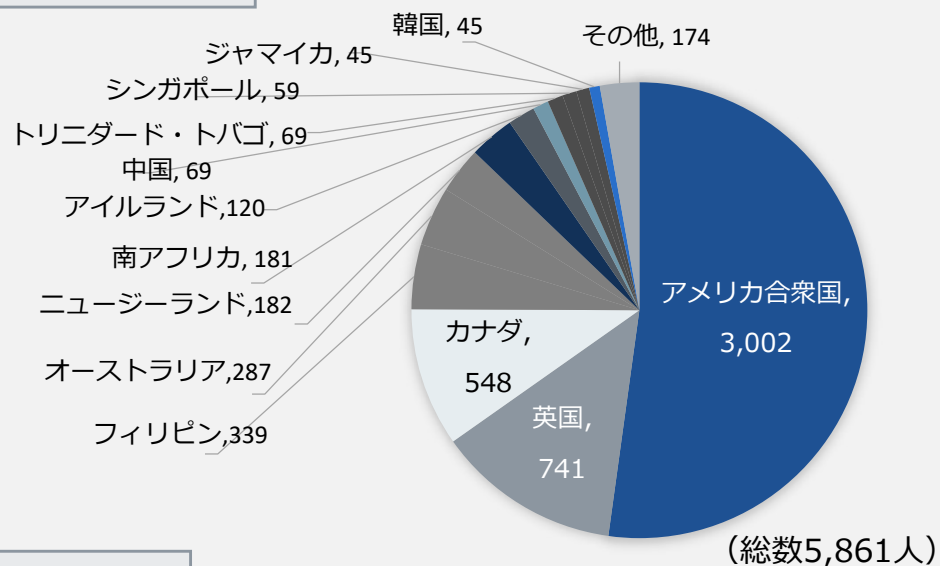
第6 地域の国際化の推進

J E Tプログラム（“The Japan Exchange and Teaching Programme”）

- JETプログラム：外国青年を日本に招致、地方自治体等が小中高校での外国語教育・自治体での国際交流業務に活用するプログラム
⇒令和6年で設立38年
- 累計で世界80か国から約7万9千人（令和6年時点）の外国青年を招致する世界最大規模の人的交流プログラム
⇒小学校での英語教育早期化やインバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務などに有為な人材を供給

① 令和6年度の状況

◆ 招致国別の内訳



◆ 職種別内訳

- **ALT**（Assistant Language Teacher：外国語指導助手）：5,373人
⇒ 教育委員会や学校で、外国語教員等の助手として職務に従事
- **CIR**（Coordinator for International Relations：国際交流員）：479人
⇒ 地方公共団体の国際交流担当部局等で国際交流活動に従事
- **SEA**（Sports Exchange Advisor：スポーツ国際交流員）：9人
⇒ スポーツを通じた国際交流活動に従事

② 地方財政措置

◆ 都道府県

（金額は令和6年度【報酬引上げ前】）

- 地方自治体におけるJ E T参加者の任用に要する経費（報酬・旅費など）について、普通交付税措置
（標準団体（人口170万人）の場合、約2億5千万円（JETプログラムコーディネーター※に係る経費の地方交付税措置含む。））
- 私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について、特別交付税措置
（算定：地方単独事業で一人上限602万円×0.5）

◆ 市町村

- 地方自治体におけるJ E T参加者の任用に要する経費（報酬・旅費など）について、当該団体のJ E T参加者数に応じた額を普通交付税措置
（標準団体（人口10万人）の場合、120万円 + JET参加者数×482万円）
- JETプログラムコーディネーター※に係る経費について、特別交付税措置
（算定：地方単独事業で直接要する経費×財政力補正係数×0.5）

※ プログラムコーディネーターとは、J E T参加者の地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援する人材をいう。（H28～ 特別交付税措置（市町村分））

<業務内容例>

- JET参加者が日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談
- 緊急事態（病気、事故等）への対応支援
- JET-ALTと教育委員会担当者や学校との連絡調整の支援

JETプログラム参加者の報酬額の引上げについて

JETプログラム参加者報酬の引上げ

- 昨今の民間の平均給与や地方公務員の給与等の動向も踏まえ、JETプログラム参加者の年額報酬について、現行の5年間の単純平均で376万円という水準から、5年間の加重平均で416万円（+10.6%）の水準に引上げ（R7.4.1以降適用）を行う。（「令和7年度JETプログラムの運用改善について」（令和7年1月6日付け総行国第210号、外報文人合第1315号、6初教課第45号）参照）
- 各任用団体においては、当該報酬額の見直しに伴い、関係規則等の改正や予算措置など所要の対応が必要となるため、見直し後の報酬額の適用のタイミングや任用規則の改正案など詳細な取扱いについては、一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）からの通知等を参考にされたい。
（「令和7年度JETプログラム参加者の報酬等の取扱いについて（通知）」（令和7年1月6日付け自国研第378号）及び「令和7年度第39期「招致外国青年任用規則（案）」等の送付について（通知）」（令和7年1月8日付け自国研第380号）など参照）

R7地方交付税措置拡充案

- 当該報酬引上げに伴い、以下の経費に対する地方交付税措置を拡充予定。
 - ① JET参加者の任用に要する経費（普通交付税措置【都道府県分、市町村分】）
 - ② 私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の助成に要する経費（特別交付税措置【都道府県分】、措置率0.5）
 - ③ 姉妹都市提携等による外国自治体との自治体間交流、又は、姉妹校等提携による外国自治体等との各種分野における交流に基づき招致した外国籍の外国語指導助手等の任用に要する経費（普通交付税措置【都道府県分、市町村分】）

第9回 JET地域国際化塾について

- JET青年が、地域おこし協力隊などの地域づくり関係者との車座（意見交換）を実施し、地域づくりの優良事例を学ぶとともに、視察や体験を通じて地域活動への理解や関心を深めることで、地域の国際化に資する取組への参画を促す取組。
- 地域づくり関係者においても、JET青年から得られた新たな視点を踏まえ、更なる地域活性化に資する取組を推進。
- H27年度からの開催実績：石川県、茨城県、青森県、宮崎県、鳥取県、兵庫県、福井県、山梨県、福島県

福島県でのJET地域国際化塾の概要（令和6年度12月実施）

<1日目：福島県における地域活動に関する事例発表>

- 福島県 内堀 雅雄 知事から、復興・復旧の歩みや、複合災害（地震・津波・原子力災害）の教訓等から「持続可能な社会・地域づくり研究・創造する」福島オンリーワンの新しいスタディープログラムなどの取組についてのご挨拶（ビデオメッセージ）や、地域づくり関係者から事例発表、意見交換を行い、JET青年の地域活動に対する関心を喚起。

高橋 大就氏（一般社団法人 N o M A ラボ 代表理事）

「Why FUKUSHIMA coastal area is the most exciting now?」
（なぜ今、福島県浜通り地域が一番あついのか？）をテーマに、新たな価値の創出についての取組やインバウンドの需要喚起などについて、海外への情報発信や取り組みについて講演

<2日目：地域おこし協力隊等の地域づくり関係者が活動する地域での現場視察・意見交換>

- 地域おこし協力隊をはじめとした地域づくり関係者が活動する現場を視察するとともに、地域の文化や伝統産業を継承させるための取組を体験し、車座（意見交換）を通じて、地域の魅力を理解（主な視察先：酒造りの担い手育成、地元木材を活用した地域活性化方策、伝統的な製紙技術の未来への継承活動 等）

<3日目：事例発表と現地視察を踏まえた成果発表>

- 地域の魅力、地域を更に発展させる取組などについて、JET青年同士でグループディスカッション
- 各グループの発表に対して地域づくり関係者からの講評を行い、JET青年の地域活動に対する理解を深化させることで、JET青年による地域活動への取組を促進

JET青年の地域活動への参画について（JET地域国際化塾の参加者へのアンケート）

- ・地域の魅力について、海外在住の家族や国内外の知人（外国人）に対して、SNSを使ってPRする。
- ・JET参加者は、外国語授業以外に、地域活性化や文化振興などの様々な地域活動に携わることができることを認識。
- ・今回の知見・経験を勤務する学校の生徒にも共有し、地域での活動や文化について学ぶ学習を実施する予定。
- ・JETプログラム終了後も福島県に残って地域活性化の力になれるような活動をしたい。



内堀 雅雄 福島県知事のご挨拶



高橋 大就氏の講演の様子



地域づくり関係者から話を聞くJET青年

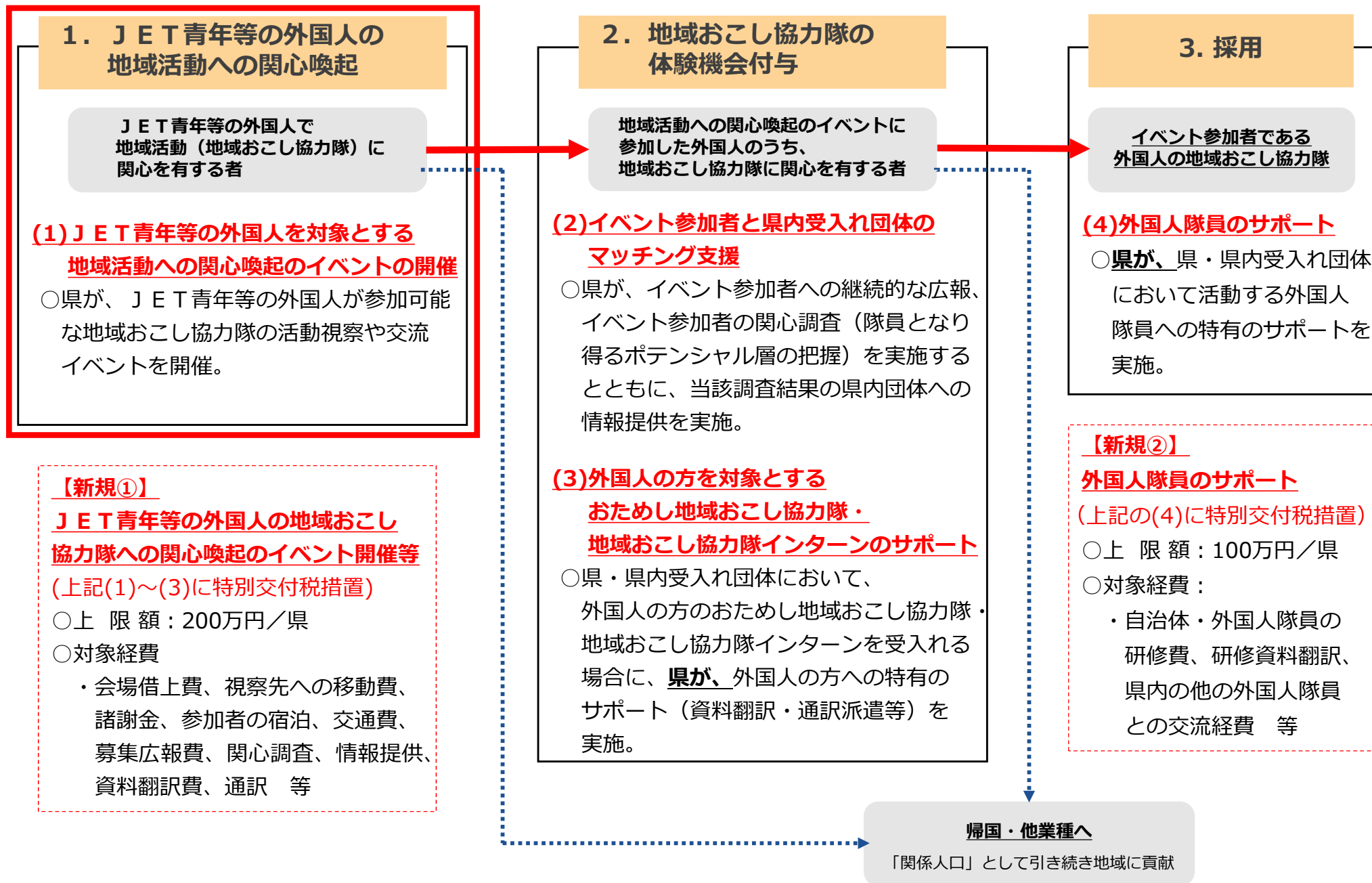


和紙の伝統技術を学ぶJET青年



グループワークの様子

J E T 青年等の外国人の地域おこし協力隊員の増加に資する取組（令和6年度～）



1.報償費等の措置上限額を引上げ

- 地域おこし協力隊員の活動に関する特別交付税措置の拡充
報償費等の上限を引上げ（隊員 1 人当たり320万円⇒350万円）

2.募集等に要する経費の措置上限額を引上げ

- 隊員・地域住民・自治体職員の三者間の円滑なコミュニケーションを促進し、
受入体制を強化するため、募集等に要する経費について、
特別交付税措置の上限を引上げ（300万円/団体⇒350万円/団体）
（例）地域住民への制度説明会、受入団体に対する受入れ前の研修や審査、隊員・自治体担当者による
合同オリエンテーションや交流会、配属課も含めた研修など全庁的な受入れ体制の構築に要する経費
（外部講師への旅費・謝金等に要する経費や、これらを地域おこし協力隊経験者や地域おこし協力隊
員を支援する団体等に委託する経費等）

3.JETプログラム終了者に対する地域要件の緩和

- J E Tプログラム終了者が、プログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊になれるよう、
地域要件を緩和**

地域における多文化共生施策の推進について

○総務省では、地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」を策定しているほか、全国の多文化共生に係る取組の好事例を集めた「多文化共生事例集」を作成し、地域における多文化共生施策を促進。

地域における多文化共生推進プラン（令和２年度）

- 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等の社会経済情勢の変化を踏まえて、令和２年９月に改訂

[具体的な施策]

(1) コミュニケーション支援

- ①行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
- ②日本語教育の推進
- ③生活オリエンテーションの実施

具体的な事例

(2) 生活支援

- ①教育機会の確保
- ②適正な労働環境の確保
- ③災害時の支援体制の整備
- ④医療・保健サービスの提供
- ⑤子ども・子育て及び福祉サービスの提供
- ⑥住宅確保のための支援
- ⑦感染症流行時における対応

具体的な事例

(3) 意識啓発と社会参画支援

- ①多文化共生の意識啓発・醸成
- ②外国人住民の社会参画支援

具体的な事例

(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応

- ①外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進グローバル化への対応
- ②留学生の地域における就職支援

具体的な事例

[多文化共生施策の推進体制の整備]

- (1) 地方公共団体の体制整備
- (2) 地域における各主体との連携・協働

具体的な事例

多文化共生事例集（令和３年度版）

- 改訂したプランを踏まえ、また、新型コロナウイルス感染症の拡大による外国人住民への影響等に対応している新たな取組事例を入れて、令和３年８月に公表

[主な掲載事例] () は事例の数

(1) コミュニケーション支援(17)

- ①一元的相談窓口の開設・運営 等(9)
- ②日本語教室での日本人住民と外国人住民の交流の場の創出 等(6)
- ③生活設計支援冊子の作成 等(2)

(2) 生活支援(53)

- ①就学前教室 等(12)
- ②技能実習生の受入環境の整備 等(9)
- ③災害時防災リーダーの養成 等(11)
- ④医療現場への「やさしい日本語」の導入と普及 等(5)
- ⑤外国人保護者とのコミュニケーション支援ツールの作成 等(7)
- ⑥多言語対応が可能な不動産業者の紹介 等(3)
- ⑦動画を活用した情報発信 等(6)

(3) 意識啓発と社会参画支援(12)

- ①外国人住民向けのガイドブックの作成と日本人向けのワークショップの開催 等(7)
- ②多文化共生キーパーソンを活用した地域づくり 等(5)

(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応(9)

- ①観光分野における外国人住民の取組 等(4)
- ②大学とハローワークとの留学生就職支援協定の締結 等(5)

(5) 多文化共生施策の推進体制の整備(6)

- (1) 多文化共生に係る連携体制の整備 等(3)
- (2) 広い主体と連携した指針・計画の策定 等(3)



▲外国人相談窓口の様子



▲外国人防災リーダー養成研修の様子



▲アートプロジェクト(ワークショップ)の様子



▲外国人住民が運営する会社による農業体験ツアーの様子



▲県と町が共催する「地域日本語教室」の様子

→ **引き続き、地域の実情を踏まえて多文化共生施策を推進するよう地方公共団体に依頼**

令和6年度地域における多文化共生推進状況等調査について（調査の概要）

1. 調査の概要

- 総務省においては、例年、都道府県、市区町村を対象とし、多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況（策定の有無、未策定の理由など）を中心に調査していたところ。
- 令和6年度においては、各地域における多文化共生の推進状況をより詳細に把握するため、指針・計画の策定状況等に加えて、市区町村については、多文化共生の推進に向けた具体的な施策の取組状況（外国人住民向けの窓口相談体制、日本語学習の推進状況、災害時の外国人支援体制などの14分野（1分野で2問の間を含め16問）。国際交流協会等への委託等により実施している施策も含む。）、都道府県については、市区町村等に対する支援の状況の調査を実施。

【調査結果公表HP】 https://www.soumu.go.jp/main_content/000984025.pdf

2. 調査期間及び調査対象

【調査期間】 令和6年8月30日 ～ 10月16日

【調査対象】 全47都道府県及び全1741市区町村（回収率100.0%）

3. 新規調査項目の例＜市区町村分＞

Q 外国人住民向けの窓口等における相談体制についてご回答ください

1. 庁内の1カ所以上の窓口で、自動翻訳機を活用した相談対応を行っている。
2. 庁内の1カ所以上の窓口で、多言語による電話対応（テレビ電話やタブレット等による三者間通訳を含む。）を行っている。
3. 庁内の1カ所以上の窓口で、通訳者を配置した相談対応を行っている。
4. 窓口職員等に対する外国人相談対応研修（やさしい日本語研修など）に取り組んでいる。
5. 法務省所管の外国人受入環境整備交付金等を活用したワンストップの外国人住民対応窓口を設置している。
6. 取り組みはない

Q 外国人の子どもの教育機会の確保の状況についてご回答ください①

1. 学齢相当の子どもがいる外国人が住民登録手続を行う際に、併せて就学に関する情報提供を実施している。
2. 小・中学校に新規入学相当の年齢の外国人がいる家庭に対して、就学案内を送付している。
3. 就学案内や就学援助制度等に関する情報については、多言語により送付している。
4. 保護者を対象とした就学前のオリエンテーション、ガイダンス、相談等を多言語で実施している。
5. 高等学校等への進学を促進する観点から、外国人生徒と保護者を対象とした多言語による進路説明会等を開催している。
6. 取り組みはない

※いずれも複数回答可

令和6年度地域における多文化共生推進状況等調査について（具体的施策の取組状況）

行政・生活 情報の提供 （結果概要）

- 取組状況は、「1.HPの多言語化」が71.6%と最も多く、「2.案内・チラシ等の多言語化」や「4.公共施設等における多言語表記」は約30%弱、「3.SNS等での適時発信」は16.3%、「5.庁内ガイドライン等の策定」は4.4%となっている。
- 実施項目数は、1項目のみ実施団体（41.9%）、2項目実施団体（19.1%）、3項目実施団体（10.9%）、4項目実施団体（7.3%）、5項目実施団体（2.0%）の順に多く、実施項目なし団体は18.8%となっている。

調査項目

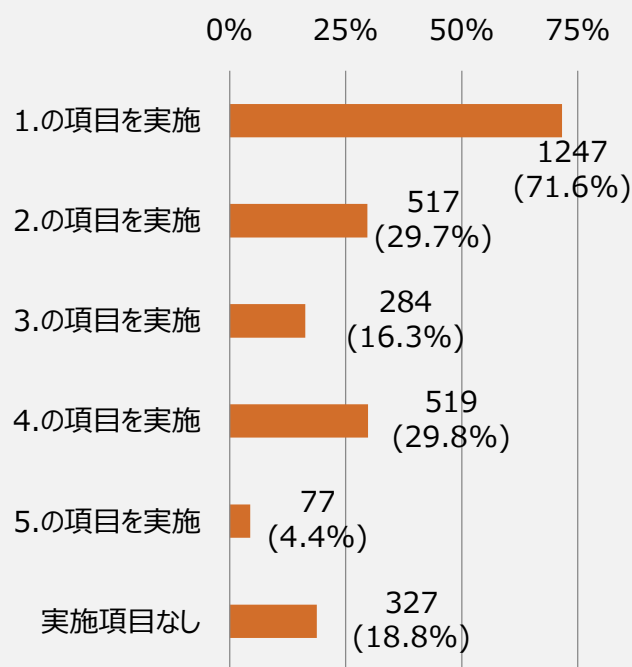
Q1 外国人住民向けの行政・生活情報の提供についてご回答ください

1. ホームページを多言語（やさしい日本語を含む。以下同じ。）で表示（機械翻訳や自動翻訳を含む。）している。
2. 行政手続等に係る案内、チラシや広報物を多言語で作成（単に自動・機械翻訳したものは含まない。）し、印刷配布やHP掲載を行っている。
3. SNS、チャットボット、アプリなどにおいて、多言語による行政・生活情報の適時発信を行っている。
4. 役所・役場、スポーツ施設、公園、図書館、公営交通などの公共施設等において、案内、看板の設置などの多言語表記に取り組んでいる。
5. 多言語による行政・生活情報の提供や発信に係る庁内ガイドライン等を策定している。
6. 取り組みはない

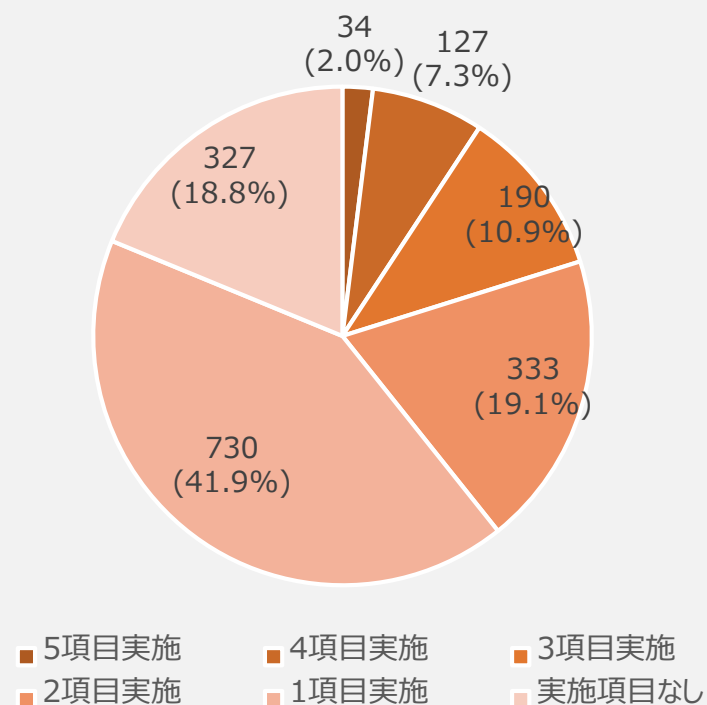
※ 複数回答可

全国 の 状 況

① どの項目を実施しているか（団体数、%）



② 全部で何項目を実施しているか（団体数、%）



災害発生時における外国人の避難支援等について

(令和6年7月17日付け総行外第5号、総行国第102号、総国研第50号、消防消第220号、消防災第153号、消防国第75号、消防運第59号、消防地第492号、消防情第175号)

○ 訪日、在留外国人の増加や風水害等の激甚化等により、災害発生時の外国人の避難支援等がますます重要な課題となっていることを踏まえ、総務省及び消防庁において、関連施策や、地方公共団体等の優良事例を以下のとおり取りまとめ

1. 防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知

- ・在留外国人が防災情報に迅速かつ的確にアクセスできるよう、**「緊急速報メール」の周知、「Safety tips」のダウンロード**、地方公共団体等が独自で提供する防災・気象情報等の**情報発信ツールの積極的な周知**を図ること
- ・住民基本台帳担当部局は、消防防災主管部局と連携し、**住民登録を行う機会等を活用**して積極的な周知を図ること

2. 各都道府県消防学校等における外国人の避難支援等に関する教育の実施

- ・各都道府県の消防防災主管部局は、多文化共生主管部局と連携（※1）し、災害時に外国人を支援する立場となる**消防吏員や消防団員を対象とした災害時外国人支援ツール**（※2）等の**教育・研修を消防学校等で実施**するよう努めること。

※1 多文化共生主管部局は、各都道府県消防学校等からの依頼に基づき、講師の候補を提示、各都道府県消防学校等は、当該講師の候補や通知のシラバスを参考に、令和7年度以降のカリキュラムへの組入れを検討。

※2 総務省、NICTの多言語翻訳技術を活用したアプリ「VoiceTra」、観光庁監修の「Safety tips」、（一財）自治体国際化協会が提供する各ツール（多言語指差しボード、災害時多言語表示シート等）など。

- ・講師派遣に要する経費を含め、外国人対応を行う人材の養成など、**災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費は、特別交付税措置の対象**であること

3. 地方公共団体等が行う防災訓練及び国民保護訓練における外国人の避難支援等の訓練の実施

- ・**外国人の防災訓練等への参加促進**、地域の関係者と連携した**外国人の避難誘導や避難所での生活支援等に関する訓練の実施**や**災害時外国人支援ツールの活用**等に努めること
- ・地域の関係者の協力を得ながら、**訪日、在留外国人に対し、平時から「Safety tips」の普及を推進**すること
- ・**外国人向け防災訓練の実施などに要する経費は、特別交付税措置の対象**であること

4. 消防団や自主防災組織等と連携した外国人の避難支援等の取組の推進

- ・**優良事例を参考にしつつ、支援事業も活用し、消防団や自主防災組織等の外国人の避難支援等の取組を推進**すること
- ・自主防災組織のリーダー育成のための研修教材等を活用し、外国人の避難支援等に関する研修を行うなど、**消防団や自主防災組織等の知識・理解を深める取組を推進**すること

5. 地方公共団体向け災害時外国人対応窓口の設置

- ・各都道府県消防学校等への講師派遣の相談、VoiceTra等の多言語音声翻訳ツールのUI/UXなどについて、**総務省及び消防庁に窓口を設置**したこと

取組状況のフォローアップも実施

地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置

○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和6年6月21日関係閣僚会議決定）等も踏まえながら、地方公共団体においても多文化共生の推進に係る取組を行う必要があることから、次に掲げる地方財政措置を講じることとしている。

＜地方単独事業分＞

措置項目	地財措置
①行政情報・生活情報の多言語化の推進に要する経費 対象経費：相談窓口での通訳業務の委託費・翻訳機器（タブレット端末等）の配備費、行政・生活情報の翻訳経費 等	(市町村分) 特別交付税措置
②先進的な地方自治体の取組事例の横展開に要する経費 対象経費：多文化共生アドバイザーの活用経費（旅費等）、多文化共生地域会議への出席旅費 等	
③地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費 対象経費：相談員や通訳の派遣経費、在住外国人向け出前講座の開催経費 等	
④災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費 対象経費：災害・防災情報の翻訳経費、外国人向け災害時に外国人次対応を行う人材の養成のための経費、災害多言語支援センター等の設置・運営経費 等	(都道府県分・市町村分) 特別交付税措置
⑤定住外国人子弟等に対する就学支援策に要する経費 対象経費：就学状況、通学等の状況の調査経費、不就学児童の把握のために行う訪問や電話等による調査経費、就学ガイダンスの実施経費、就学パンフレットの作成・配布経費 等	

＜国庫補助事業分＞

措置項目	地財措置
⑥一元的相談窓口の運営に係る地方負担 ○外国人受入環境整備交付金（法務省所管）を活用して運営する一元的相談窓口に係る地方負担 【参考】補助率：10／10、運営費1／2（R6当初予算 11億円）	(都道府県分) 普通交付税措置
	(市町村分) 特別交付税措置
⑦外国人材の受入・共生のための地域日本語教育推進事業に係る地方負担 ○教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）（文部科学省所管）に係る事業の地方負担 【参考】補助率：1／2（R6当初予算 5億円）	(市町村分) 特別交付税措置

- 上記のほか、普通交付税の包括算定経費（国際化推進対策費）において、在住外国人支援等に要する経費※を措置（県分・市町村分）
 ※ 外国人向け情報誌・パンフレット等作成、外国語表記案内板・標識等設置、在住外国人向け日本語講座、外国人相談活動、外国人による国際理解講座 等
 （R6 措置額 標準団体当たり 県分：180万円、市町村分：400万円）

日本にゆかりのある方々と国内自治体との連携促進事業

J E T 経験者や海外の日系社会など、日本にゆかりのある方々と国内の自治体の連携を強化し、海外における力強い「地域のサポーター」になって活躍してもらうことを目的とする事業を実施。

(※) J E T : J E T プログラム (The Japan Exchange and Teaching Programme) 。外国青年を招致して地方公共団体等で任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る、世界最大規模の人的交流プログラム。昭和62年以降、累計で80か国から約7万9千人を招致している。

○ J E T 経験者や地域にゆかりのある方々とのネットワークの構築・強化

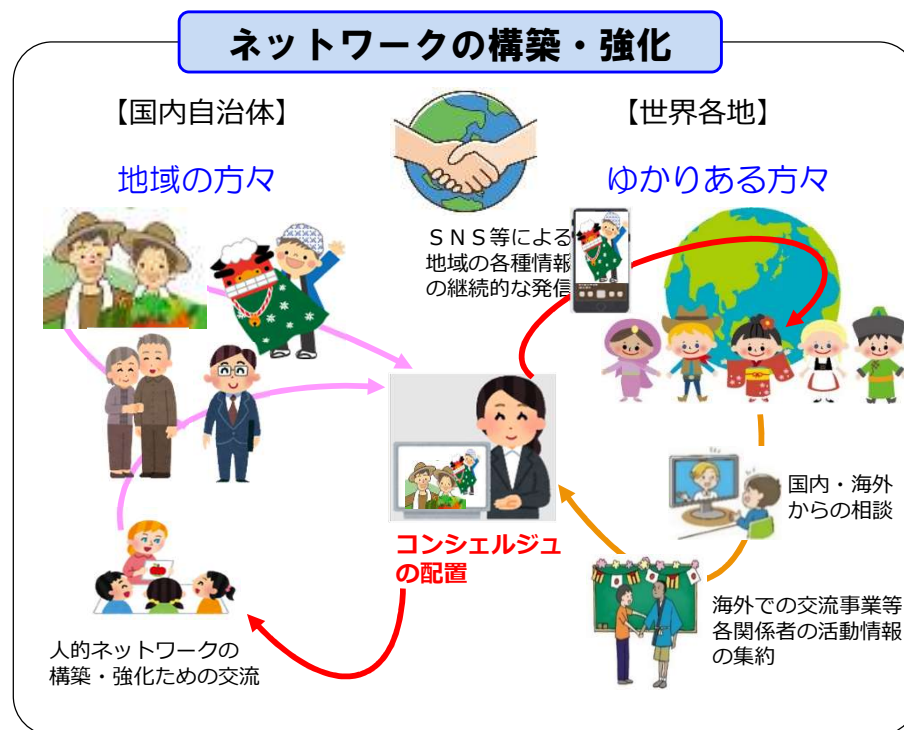
都道府県又は政令指定都市が実施するネットワークの構築・強化のための取組をモデル的に支援

- ・ 国内・海外からの相談窓口、ネットワーク参加メンバーの募集
- ・ SNSやWEBによる地域の各種情報の継続的な発信、各関係者からの活動情報等の集約
- ・ 人的ネットワーク構築・強化のための交流事業の実施

【想定されるネットワークの対象】

- ① J E T 経験者
- ② 県人会関係者
- ③ 姉妹都市の関係者
- ④ 元留学生
- ⑤ その他、地域に関心を持ち、海外から地域の強力なサポーターとなってもらえる方

- 令和6年度の事業実施団体（富山県、三重県、香川県）の成果報告会
 - ・ 令和7年2月17日（月）10：00～12：30に予定
 - ・ 会議URLについては、後日連絡します。
- 「令和7年度 日本にゆかりのある方々と国内自治体との連携促進事業」
 - ・ 2月下旬に事前照会
 - ・ 4月に正式照会（募集）を予定

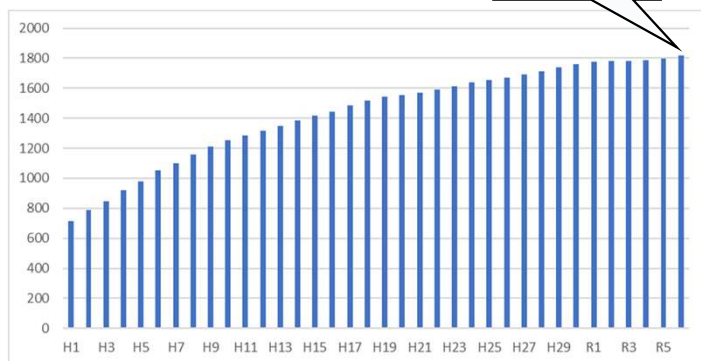


※R5は「中南米日系社会と国内自治体との連携促進事業」として実施

自治体国際交流表彰（総務大臣賞）について

姉妹自治体提携

【提携数の推移】



【提携先の地域別内訳】

令和6年3月31日現在

地域	国・地域数	提携数	国名
北 米	2	536	アメリカ・カナダ
うち アメリカとの提携数			464
中 南 米	9	81	ブラジル・メキシコ等
欧 州	34	357	ドイツ・フランス・ロシア等
ア ジ ア	16	672	中国・韓国・フィリピン等
うち 中国との提携数			382
そ の 他	13	172	オーストラリア・エジプト等
合 計	74	1,818	

※「姉妹自治体」の定義（自治体国際化協会の調査対象）

- (1)両首長による提携書があること
- (2)交流分野が特定のものに限定されていないこと
- (3)交流するに当たって、何らかの予算措置が必要になるものと考えられることから、議会の承認を得ていること

自治体国際交流表彰（総務大臣賞）

日本の自治体等で実施されている外国の自治体との姉妹自治体提携等に基づく交流活動のうち、創意と工夫に富んだ優良事例の取組を行っている自治体等を表彰し、広く全国に紹介することによって、自治体国際交流の更なる活性化を図るとともに、地域の国際化に資することを目的として、平成18年度から実施している。（第1回から第17回までの間で、49自治体等が受賞している。）

【第18回総務大臣表彰受賞団体とその交流活動についての評価点】

○公益財団法人 兵庫丹波の森協会（兵庫県）

交流先：オーストリア ウィーン市13区ヒーツィング地区

- ・1993年に友好親善提携宣言を行い、森林という共通資源を起点に国際会議を開催し他の自治体も招聘するなどの交流を深めた。
- ・2016年からオオムラサキの飼育支援事業が開始され、丹波地区からシェンブルン動物園へ幼虫や飼料を提供し、繁殖研究が進められている。
- ・人的交流や、音楽祭などの文化交流も進み、交流の多角的発展がみられる。

○和歌山県

交流先：インド共和国マハラシュトラ州

- ・2013年に観光等の分野での相互協力を目的とした覚書を締結し、5年ごとに更新。
- ・インド国内の自治体との姉妹都市交流は他の海外地域に比べて少ない中、10年にわたり交流を継続、拡大している。
- ・このような実績から、他の国内自治体からインドとの交流検討の際に助言を求められるなど、日印交流のゲートウェイとして交流拡大に寄与している。

○美郷町（島根県）

交流先：インドネシア共和国バリ島マス村

- ・1993年に友好協定を締結、2023年度に30周年特設HPを開設。
- ・マス村の職員を美郷町の技術研修員として受入れたり、マス村の高校生をホームステイさせたり、美郷町の高校生の修学旅行先を毎年度マス村とするなど持続的な交流を実施。
- ・伝統楽器やカヌーを通じた交流や、美郷町が、栽培に力を入れているハーブ類を活用した特産品を作るため、バリ島での居住経験を持つ方を地域おこし協力隊として委嘱し、バリ島の食卓に必ずある「サンバル（辛味調味料）」を参考に「みさとサンバル」を商品開発し、販売を行うなど経済交流も活発。

（参考：表彰式の実施）

- ・表彰式は例年5月に開催され、副大臣（又は政務官）が授賞する。
- ・第18回の式典には
受賞団体の代表者、
総務副大臣 等が参加。



第18回 自治体国際交流表彰の式典 (R6.5.27)

地方公務員海外派遣プログラム（海外武者修行プログラム）

- 各地方公共団体が、総務省や(一財)自治体国際化協会(以下「CLAIR」)の支援を受け、地域の国際的な人材を育成することを目的として実施。海外研修の具体的な内容は、各地方公共団体が創意工夫しながら決定。
- 派遣期間は、約3か月
- CLAIRの支援は、米国、英国に加え、令和5年度から仏国、韓国、豪州も対象としている。（派遣対象国に制限はない。）
- 派遣対象職員は、一定の英語力（TOIEC600点程度以上）を有する者

役割分担

- 地方公共団体は、プログラムの実施主体
- 総務省：全体総括(派遣職員の募集・決定、国内研修)
- CLAIR：海外におけるサポートとして、海外派遣期間中の各種活動支援など

令和8年度の実施に当たってのスケジュール（予定）

実施の前年度

令和7年 5月 募集開始
11月末 応募締切
12月頃 派遣職員決定
2月頃 事前研修（総務省）
以降、各自で実施計画を作成



実施年度

令和8年

6月～8月 海外派遣（CLAIRによるサポート）

- ・自主テーマに基づく研究
- ・サマースクール（専門分野又は語学）
- ・関係機関・企業団体訪問・ネットワーキング
- ・海外自治体等での訪問研修
- ・国際交流・実務の実践 等

9月 研修後の意見交換（総務省）

（参考）派遣実施（令和6年度）

①武者修行先：米国

- ・大分県：米国における救急車の運用やメディカルコントロール体制の調査

②武者修行先：英国

- ・東京都：東京都における持続可能な都市づくりの実現に向けた英国の環境政策に関する事例調査
- ・伊丹市（兵庫県）：インクルーシブ保育の制度設計及び実践に関する調査研究
- ・広島市：欧州の「水の都」における観光政策の取り組み等についての調査研究

③武者修行先：ニュージーランド

- ・栗原市（宮城県）：外国人労働者とその家族に対する生活や教育的な支援についての調査

【過去の派遣実績人数】（R2年度～R5年度は実施していない）

H25年度8名、H26年度8名、H27年度10名、H28年度8名、H29年度5名、H30年度8名、R元年度5名、R6年度5名、R7年度3名予定

LGOTP [自治体職員協力交流事業]

- 総務省と一般財団法人 自治体国際化協会（以下「クレア」）が、国際協力の一環として実施する事業。
- 日本の自治体が、海外の自治体等の職員を「協力交流研修員(以下、研修員)」として受け入れ、研修員が、日本の自治体のノウハウや技術を習得することで、帰国後に、派遣元の海外の自治体等が抱える課題解決等に寄与するとともに、日本との文化・経済交流全体のキーマンとして活躍。
- 日本での研修分野に制限なく、受入期間は全体で6ヵ月-1年程度であり、研修期間中、日本の自治体の国際化施策等に協力する役割も期待できる。

役割分担

- 総務省・クレア：①受入自治体及び研修員の募集・選定
②渡航手続・赴任前1ヵ月程度の集合研修実施 他
- 受入自治体：①赴任後の研修プログラムの作成及び実施
②費用分担(往復渡航費・滞在費(宿泊・生活補助費)、研修費等) ※地方交付税措置対象として財源措置あり

スケジュール

実施の前年度

- 6月 事前アンケート
- 7月 要望調査
- 11月 研修員の募集、調整
- 3月 研修員の決定、
入国手続き等調整

実施年度

- 4月 担当者説明会
- 5月 研修員来日
研修
- 6月 各自治体での専門研修
- 11月～翌年5月
研修が終了次第、順次帰国



(参考) 受入れ実績（令和6年度）11名

- ・岩手県（中国1名／経済交流）
- ・福井県敦賀市（韓国1名／一般行政）
- ・岐阜県高山市（ペルー1名／一般行政）
- ・岐阜県高山市（中国1名／一般行政）
- ・滋賀県東近江市（中国1名／一般行政）
- ・鳥取県（中国1名／国際交流）
- ・岡山県笠岡市（マレーシア1名／農業）
- ・高知県梼原町（ネパール2名／一般行政）
- ・大分県（中国1名／行政事務・観光政策）
- ・大分県宇佐市（韓国1名／一般行政）

【過去の受入れ実績人数】

H26年度34名、H27年度30名、H28年度28名、H29年度26名、
H30年度26名、R元年度23名、R4年度6名、R5年度6名

※R2、3年度はコロナの影響で実施していない



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications